

# 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 【概要】



令和3年12月  
財務省関税局経済連携室

## I. RCEP協定の概要

- 1 RCEP協定の概要
- 2 市場アクセス交渉の結果
- 3 ルール分野

## II. 物品の貿易

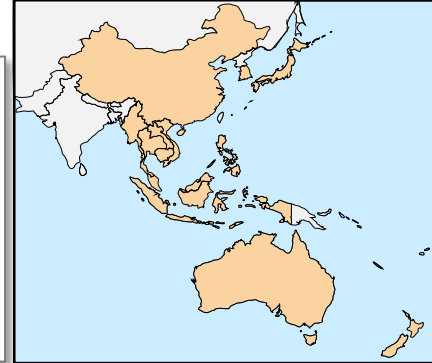
- 1 物品貿易章の概要
- 2 RCEP協定における日本側譲許表
- 3 各物品の合意概要

# I - 1 RCEP協定の概要

## 経緯

- ▶ 2012年11月、RCEP交渉立上げを宣言。
- ▶ 2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会に署名。
- ▶ 2022年1月1日に発効予定(日本、中国、豪州、NZ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国間)。

※韓国については、来年2月1日に発効予定。



## 意義

- ▶ 本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。
- ▶ 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

※ インド(2019年11月以降交渉不参加)については、復帰を働きかけたが、昨年の署名に不参加。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定(インド以外の国は発効後18か月を経過した後にのみ加入可)。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を発出。

## 対象分野

物品の貿易／原産地規則／税関手続及び貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格、強制規格及び適合性評価手続／貿易上の救済／サービスの貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済協力及び技術協力／政府調達／紛争解決 等

## 参加国

### ASEAN10か国

(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、

日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド(NZ)。

### ■人口

22.7億人(2019年)  
(世界全体の約3割)

### ■GDP

25.8兆米ドル(2019年)  
(世界全体の約3割)

### ■貿易総額(輸出)

5.5兆米ドル(2019年)  
(世界全体の約3割)

# I - 2 市場アクセス交渉の結果

## 日本産品のRCEP協定締約国市場へのアクセス

【対日関税撤廃率（品目数ベース）】86%～100%（ASEAN・豪・NZ）、86%（中）、83%（韓）

### 工業製品

- ✓ 14か国**全体で約92%の品目の関税撤廃**を獲得。
- ✓ 中国及び韓国における**無税品目の割合が上昇（中国：8%→86%、韓国：19%→92%）**。

（最終的な関税撤廃品目の例）

- 中国：電気自動車用の重要部品（モーターの一部、リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部）、ガソリン車用の重要部品（エンジン部品の一部、エンジン用ポンプの一部）、鉄鋼製品（熱延鋼板の一部、合金鋼の一部）、繊維製品（合成繊維織物の一部、不織布）。
- 韓国：自動車部品（カムシャフト、エアバッグ、電子系部品）、化学製品（液晶保護フィルムの原料）、繊維製品（合成繊維織物の一部、綿織物の一部）。
- インドネシア：鉄鋼製品（ばねの一部、貯蔵タンク）。
- タイ：ディーゼルエンジン部品の一部。

### 農林水産品等

- ✓ 中国等との間で我が国の**輸出関心品目について関税撤廃**を獲得。

（最終的な関税撤廃品目の例）

- 中国：パックご飯等、米菓、ほたて貝、さけ、ぶり、切り花、ソース混合調味料、清酒。
- 韓国：菓子（キャンディー、板チョコレート）、清酒。
- インドネシア：牛肉、醤油。

## RCEP協定締約国産品の日本市場へのアクセス

【日本の関税撤廃率（品目数ベース）】88%（対ASEAN・豪・NZ）、86%（対中）、81%（対韓）

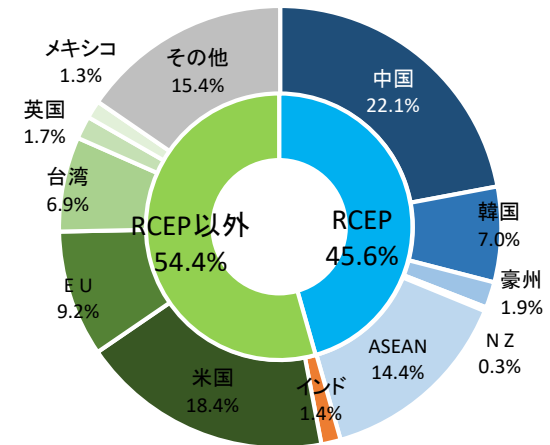
### 工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等について、関税を即時又は段階的に撤廃。

### 農林水産品等

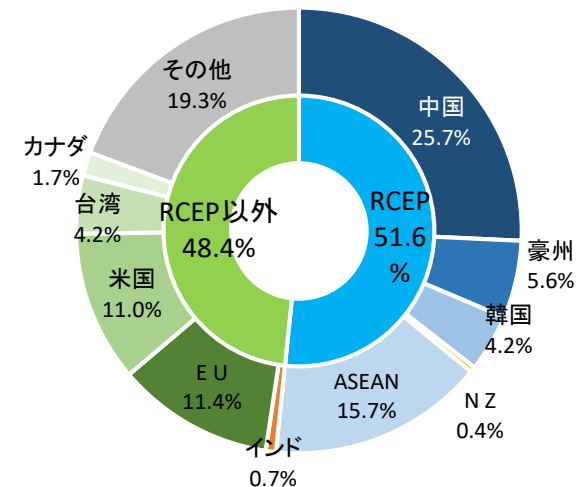
- ✓ **重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）を関税削減・撤廃から除外**。
- ✓ 中国に対しては、鶏肉調製品や野菜等（たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー、うなぎ調製品等）を関税削減・撤廃の対象とせず。

日本の輸出に占めるRCEP参加国の割合  
(2020年※確定値)



総計 68.4兆円

日本の輸入に占めるRCEP参加国の割合  
(2020年※確定値)



総計 68.0兆円

(出典：財務省貿易統計より作成)

# I - 3 ルール分野

## 物品の貿易

- ✓ 内国民待遇義務のほか、非関税措置に関する協議要請への対応義務や輸入許可手続の変更の際の通報義務等を規定。

## 原産地規則

- ✓ 本協定に基づく関税の撤廃又は削減の対象となる原産品の認定要件及び証明手続等について規定。
- ✓ 他の締約国の原産材料を自国の原産材料とみなすこと（「累積」）ができる旨を規定。
- ✓ 第三者証明及び認定輸出者制度を採用し、一定期間以内に生産者・輸出者自己申告も導入する旨を規定。これらに加え、我が国は発効時から輸入者自己申告を導入。

## 税関手続及び貿易円滑化

- ✓ 関税法令の予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、事前教示制度や通関手続に数値目標を設定する等、通関の迅速化や税関手続の簡素化に資するルールを規定。

## 衛生植物検疫措置

- ✓ 衛生植物検疫措置の適用の透明性の確保及び締約国間の協力の強化について規定。

## 任意規格、強制規格及び適合性評価手続

- ✓ 製品の生産方法等に関する要件及びそれらに適合しているかどうかを評価するための手続が貿易の不必要な障害とならないようにするための手続や透明性の確保に係る義務等を規定。

## 貿易上の救済

- ✓ セーフガード措置、ダンピング防止税及び相殺関税等について、透明性の確保や手続等を規定。

## サービスの貿易

- ✓ サービスの貿易に関する内国民待遇義務、市場アクセス義務、最恵国待遇義務、規制・措置の透明性の確保等を規定。金融サービス、電気通信サービス及び自由職業サービスに関する追加的なルール等も規定。

## 自然人の一時的な移動

- ✓ 物品の貿易、サービスの提供又は投資の遂行に従事する自然人の一時的な入国及び滞在の許可及び手続等を行う際のルールを規定。

## 投資

- ✓ 内国民待遇義務、最恵国待遇義務及び特定措置の履行要求（技術移転要求やロイヤリティ規制を含む）の禁止（これらの義務に適合しない各締約国の措置は、留保表に記載。）、投資財産に対する公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える義務や、正当な補償等を伴わない収用の禁止等について規定。

## 知的財産

- ✓ 著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許等を対象に、知的財産権の取得や行使について規定。
- ✓ 周知商標や部分意匠の保護、悪意の商標出願の拒絶・取消の権限、職権による輸入差止め手続の確保に関する義務等を規定。

## 電子商取引

- ✓ 電子商取引の促進のため、電子的送信に対する関税の不賦課、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、情報の電子的な手段による越境移転（データ・フリーフロー）、電子署名、消費者保護等について規定。

## 競争

- ✓ 反競争的行為を禁止するための法令の制定・維持及び執行、企業の所有形態を問わない競争法令の適用、競争当局間の協力の推進等について規定。

## 中小企業・経済協力及び技術協力

- ✓ 中小企業の能力向上のための協力や経済協力及び技術協力に関する活動の推進等について規定。

## 政府調達

- ✓ 中央政府機関が行う政府調達に関する法令及び手続の透明性の確保等について規定。

## 紛争解決

- ✓ 本協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を解決する際の協議、パネル手続等について規定。

## **I. RCEP協定の概要**

- 1 RCEP協定の概要
- 2 市場アクセス交渉の結果
- 3 ルール分野

## **II. 物品の貿易**

- 1 物品貿易章の概要
- 2 RCEP協定における日本側譲許表
- 3 各物品の合意概要

## Ⅱ - 1 物品貿易章の概要

内国民待遇義務のほか、附属書 I（関税に係る約束の表）の自国の表に従って他の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する義務を規定。同一の品目に複数の適用税率が設けられている場合の適用する関税率を決定するためのルールも規定。

※ **RCEP協定において、品目別セーフガード、関税割当制度、加工・修繕のため輸出された貨物の免税の規定はおかれていない。**

### 主な規定

2.1条、2.2条	用語の定義及び適用範囲
2.3条	内国の課税及び規則に関して他の締約国の産品を国内産品と同等に取り扱う（内国民待遇）義務を規定
2.4条	附属書 I（関税に係る約束の表）の自国の表に従って他の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する義務を規定
2.6条	同一の品目に複数の適用税率が設けられている場合に適用する関税率を決定するためのルールを規定
2.10条	国内法令の定めにより、特定の期間内に再輸出されることが予定される等一定の条件を満たす場合に、産品の一時免税輸入を認める義務を規定
2.16条	WTO協定又は本協定に基づくもの以外は、他の締約国の産品の輸入又は輸出について、非関税措置を採用又は維持してはならない義務を規定
2.19条	輸入許可手続について、新たな手続を採用する際や既存の手続を修正する際は、一定期間内に通報を行う義務を規定した上で、その通報項目等を規定

## Ⅱ - 2 RCEP協定における日本側譲許表（附属書 I）

### ○関税の引下げ又は撤廃

各国は附属書 I（関税に係る約束の表）の自国の表に従って、他の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

○日本の譲許内容は、国毎に3つに分かれている。

①対ASEAN・豪州・NZ ②対中国 ③対韓国 ※譲許表の備考欄を参照

### 日本側譲許表（附属書 I）

#### 関税品目

輸入商品の関税分類番号（HS2012版HS番号）に基づく

#### 基準税率

関税が引下げられる品目について、引下げが開始される基準となる税率を表示。

※附属書 I の規定の適用上、各国の表に定める基準税率は、2014年1月1日における各国の実行最恵国税率を反映したものである

関税品目	品名	基準税率	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目以降	備考
030520.010	1 にしん（クルベア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	8.4%	7.6%	6.9%	6.1%	5.3%	4.6%	3.8%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
030520.030	2 きけ科のものの卵	3.5%	3.2%	2.9%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	3 たら（ゴドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ																							
030520.020	ー たら（ゴドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
030520.040	ー こんぶかずのこ		7.1%	6.2%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.8%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
030520.090	4 その他のもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	

#### 区分：U

関税の引下げ又は撤廃に係る約束の対象から除外される



## Ⅱ - 2 RCEP協定における日本側譲許表（附属書 I）

日本側譲許パターン	内容
①即時撤廃	協定の発効日に関税を撤廃
②11年目に撤廃	協定の発効日から11回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から11年目で撤廃
③16年目に撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定の発効日から16回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から16年目で撤廃</li> <li>・協定の発効日から15年目までは基準税率を維持し、16年目に撤廃</li> </ul>
④21年目に撤廃	協定の発効日から21回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から21年目で撤廃
⑤基準税率を維持	協定の発効日から基準税率を維持
⑥削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定の発効日に一定の関税の引下げ後、当該税率を維持</li> <li>・協定の発効日から11年目（又は16年目）まで毎年均等な関税の引き下げを実施。11年目（又は16年目）以降は当該税率を維持。</li> </ul>
⑦除外品目 （譲許表区分：U）	関税撤廃等の譲許なし

### 関税引下げについて・・・該当する年の初日に行う

対象国	関税引下げの期間
日本、インドネシア、フィリピン	1年目については、 <u>協定の発効日からその後の最初の3月31日までの期間</u> 。 その後の各年は4月1日～3月31日までの期間。
オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナム	1年目については、 <u>協定の発効日からその後の最初の12月31日までの期間</u> 。 その後の各年は1月1日～12月31日までの期間。

## II - 3 各物品の合意概要（農林水産品）

### RCEP参加国産品の日本へのアクセス

- (1) 重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）について、関税削減・撤廃からすべて除外。
- (2) 農林水産品の関税撤廃率は、TPP、日EU・EPA（各82%）よりも大幅に低い水準に抑制。  
 （対ASEAN・豪州・NZは61%、初のEPAとなる中国は56%、韓国は49%）

品目	中国	韓国	ASEAN・豪州・NZ
重要5品目 （米、麦、牛肉・豚肉、 乳製品、甘味資源作物、 鶏肉・鶏肉調製品）	関税削減・撤廃から除外		
野菜・果樹等	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。</li> <li>国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができているものは長期の撤廃期間を確保。</li> </ul>	野菜について基本的に関税削減・撤廃から除外する等、対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。
林産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>半数の品目を関税削減・撤廃から除外。</li> <li>関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約1/3の品目を関税削減・撤廃から除外。</li> <li>関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。</li> </ul>	TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。
水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。</li> <li>国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや国産品と棲み分けができているものについて長期の撤廃期間を確保。</li> </ul>	対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。

## Ⅱ-3 各物品の合意概要（農林水産品）

### 日本産品のRCEP参加国へのアクセス

- (1) 14億人の人口を抱える巨大市場の中国からは、ほたて貝などの輸出関心品目の関税撤廃を獲得。  
 (2) また、韓国からはキャンディ、板チョコレート等の菓子、インドネシアからは牛肉等の関税撤廃を獲得。

	品目	現在の関税率	合意内容
中国	パックご飯等	10%	21年目撤廃
	米菓	10%	21年目撤廃
	ソース混合調味料	12%	21年目撤廃
	醤油	12%	21年目撤廃
	チョコレート菓子	8%,10%	11年目又は16年目撤廃
	切り花	10%,23%	11年目又は21年目撤廃
	ほたて貝（※養殖用(無税)除く）	10%	11年目又は21年目撤廃
	ぶり	7%	11年目又は16年目撤廃
	さけ	5%,7%,10%	11年目又は21年目撤廃
	すけそうだら	5%,7%	11年目又は21年目撤廃
	合板（針葉樹）	2%	11年目撤廃
韓国	キャンディー	8%	10年目撤廃
	板チョコレート	8%	即時撤廃又は10年目撤廃
	建築用木工品（窓、戸、杭・梁）	8%	10年目撤廃
インドネシア	牛肉	5%	即時撤廃又は15年目撤廃
	醤油	5%	10年目撤廃

## Ⅱ-3 各物品の合意概要（工業製品）

### 1. 初の経済連携協定となる対中国、対韓国の関税分野で、以下の成果。

#### <中国>

- 対日無税品目の割合が、上昇（8%→86%）。
- 自動車部品について、約87%の品目（対中輸出 5兆円）を関税撤廃。  
（例）電気自動車用の重要部品（モーター、リチウムイオン蓄電池の電極・素材等）  
ガソリン車用の重要部品（エンジン部品、カムシャフト、エンジン用ポンプ等）
- 主要輸出品目である中大型車の一部等（対中輸出 3,000億円）について、中国が自主的に引下げた税率（25%→15%）を協定で約束し、再引上げを防止。
- 鉄鋼製品（例：熱延鋼板のほとんど、合金鋼の一部）や、家電（例：オーブン、電子レンジ、冷蔵庫）、繊維製品（例：合成繊維（長繊維）の織物のほとんど、不織布）等の関税撤廃。

#### <韓国>

- 対日無税品目の割合が、上昇（19%→92%）。
- 自動車部品について、約78%の品目（対韓輸出 1,900億円）を関税撤廃。  
（例）カムシャフト、エアバック及びその部品、電子系部品等
- 化学製品（対韓輸出 1.1兆円 例：液晶ディスプレイ用保護フィルムの原料）、繊維製品（例：合成繊維（長繊維）の織物のほとんど、綿織物のほとんど）等についても関税撤廃。

### 2. 対ASEANで、既存の経済連携協定からの上積みを確保。

<インドネシア> 鉄鋼製品（例：貯蔵タンク、ばねの一部）、キャンピングカー

<タイ> 自動車部品の一部（例：ディーゼルエンジン部品の一部）

<カンボジア> 乗用車の一部

<ラオス> 乗用車のほとんど 等

## II - 3 各物品の合意概要（工業製品）

品目名	具体的品目	譲許内容（注：有税品目）			ベースレート （2014年1月時点の MFN） （注：有税品目）
		対ASEAN・ 豪州・ニュージーランド	対中国	対韓国	
工業用 アルコール	変性アルコール	16年目撤廃	除外		27.2%ほか従量税
	エチルアルコール	16年目撤廃	除外		10%
石油	揮発油、灯油、軽油等 （バイオディーゼルを除く）	ほとんどは即時、 一部は16年目撤廃	即時、16年目撤廃、除外等		2.2～7.9%ほか従量税
	バイオディーゼル	ほとんどは11年目、 一部は即時、16年目撤廃	ほとんどは16年目、 一部は即時撤廃、除外	ほとんどは除外、 一部は即時撤廃等	
化学	無機化学品、有機化学品、 プラスチック製品等	ほとんどは 即時撤廃	即時、11年目撤廃等		1.6～6.5%ほか混合税
皮革・履物	皮革、革製品、毛皮、 ゼラチン、にかわ等	ほとんどは16年目撤廃、 一部は関税維持	16年目、21年目撤廃、 除外	除外	2.7～28% 1次税率：12～16%、 2次税率：30%
	革靴その他の履物等	16年目撤廃、関税維持	21年目撤廃、除外等	除外	3.4～30% 1次税率：17.3～24%、 2次税率：30%又は 2,400～4,300円/足の高 い方
繊維・繊維製品 （※）	糸、織物、その他繊維 製品（衣類を除く）	ほとんどは 即時撤廃	即時、11年目撤廃等	ほとんどは 即時撤廃	2～12.6%ほか混合税
	衣類	ほとんどは即時、 一部は16年目撤廃等	ほとんどは16年目、 一部は11年目撤廃	ほとんどは 16年目撤廃	4.4～13.4%
非鉄金属	銅、ニッケル、アルミニウム、 鉛、亜鉛、すず等	ほとんどは即時、 一部は16年目撤廃等	即時、11年目、 16年目撤廃等	即時、11年目撤廃、 除外等	2～7.5%ほか混合税

※繊維製品等の関税暫定措置法第8条の対象品目については、同制度とRCEP協定税率を同時に利用することが可能です。

## II-3 各物品の合意概要（酒類、たばこ、塩）

我が国がこれまでEPAを締結していない中国・韓国との間で清酒をはじめとする日本産酒類の関税撤廃を獲得。

### 日本産品の中国・韓国へのアクセス

主な品名	中国		韓国	
	現在の関税率	合意内容	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税	30%	20年目撤廃
ボトルワイン	14%	11年目撤廃	15%	10～15年目撤廃
清酒	40%	21年目撤廃	15%	15年目撤廃
ウイスキー	5%	11年目撤廃 (注1)	20%	10～15年目撤廃
焼酎	10%	21年目撤廃	30%	20年目撤廃
紙巻たばこ	25%	除外	40%	除外
精製塩	無税	無税	8%	15年目撤廃

(注1) 交渉時の関税率である10%から段階的に削減し、11年目に撤廃

### RCEP参加国産品の日本へのアクセス

主な品名	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税
ボトルワイン	15%又は 従量税（注2）	16年目撤廃
紹興酒／マッコリ	42.4円/L	21年目撤廃
ウイスキー	無税	無税
白酒／ソジュ	16%	21年目撤廃
紙巻たばこ	無税（注3）	除外
精製塩	0.5円/kg	除外

(注2) ボトルワインの関税率は、15%又は125円/Lのうちいずれか低い税率。ただしその税率が67円/Lを下回る場合は67円/L

(注3) 紙巻たばこは暫定無税（WTO協定税率：8.5% + 290.70円/1000本）

# 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 【原産地規則・原産地手続等】



令和3年12月  
財務省関税局原産地規則室  
財務省・税関 EPA原産地センター

# 目次

## I. RCEP原産地規則の構成

### II. 原産地規則

- 1 原産品 (第3・2条)
- 2 累積 (第3・4条)
- 3 軽微な工程及び加工 (第3・6条)
- 4 僅少の非原産材料 (第3・7条)
- 5 RCEP協定における積送基準 (第3・15条)

### III. 原産地手続

- 1 原産地証明 (第3・16条)
- 2 連続する原産地証明 (第3・19条)
- 3 日本輸入時における原産地証明手続
- 4 原産品であるかどうかについての確認 (第3・24条)
- 5 書類の保存義務 (第3・27条)
- 6 輸送中の産品についての経過規定 (第3・30条)

### IV. RCEP協定における税率差 (第2・6条)

### V. その他



# I RCEP原産地規則の構成

- RCEP原産地規則章（第3章）は、原産品の定義（原産地基準）やRCEP税率適用のための申告手続（原産地手続）等を定めている。
- 第A節（原産地規則）、第B節（運用上の証明手続）、附属書3 A 品目別規則（PSR: Product-Specific Rules）及び附属書3 B 必要的記載事項で構成されている。

## 【代表的な規定】

### 第A節 原産地規則

- 〈原産品〉
  - ①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、又は③品目別規則を満たす産品は、RCEP協定における原産品となる。
- 〈累積〉
  - 他国の原産品を自国の原産材料とみなすモノの累積を採用。生産行為の累積は、全署名国による発効後に検討を行う義務を規定。
- 〈僅少の非原産材料〉
  - HS第1類から第97類の産品に価額ベースで規定。HS第50類から第63類の産品のみ重量ベースの規定があり、価額ベースとの選択が可能。

### 第B節 運用上の証明手続

- 〈特恵要求手続（証明制度）〉
  - ・ ①第三者証明 ②認定輸出者による自己証明 ③輸出者又は生産者による自己申告 が採用されている。
  - ・ 日本への輸入については、輸入者による自己申告も利用可能。
  - ・ 締約国における輸出者又は生産者による自己申告の導入には、猶予期間が設けられている。
  - ・ 連続する原産地証明が採用されている。
- 〈確認手続（検証）〉
  - 輸入国税関による①輸入者への情報提供の要請、②輸出者・生産者への情報提供の要請、③輸出国の発給機関又は権限ある当局への情報提供の要請、④輸出者・生産者の施設への訪問（要：輸出国当局等の同意）が規定されている。

### 附属書3 A 品目別規則（PSR）

非原産材料を使用して生産される産品が原産品と認められるための要件が、産品のHS番号ごとに規定されている。関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準等。

### 附属書3 B 必要的記載事項

原産地証明書（第三者証明）、原産地申告（自己申告）における必要的記載事項がそれぞれ規定されている。

# 目次

## I. RCEP原産地規則の構成

### II. 原産地規則

- 1 原産品 (第3・2条)
- 2 累積 (第3・4条)
- 3 軽微な工程及び加工 (第3・6条)
- 4 僅少の非原産材料 (第3・7条)
- 5 RCEP協定における積送基準 (第3・15条)

### III. 原産地手続

- 1 原産地証明 (第3・16条)
- 2 連続する原産地証明 (第3・19条)
- 3 日本輸入時における原産地証明手続
- 4 原産品であるかどうかについての確認 (第3・24条)
- 5 書類の保存義務 (第3・27条)
- 6 輸送中の産品についての経過規定 (第3・30条)

## IV. RCEP協定における税率差 (第2・6条)

## V. その他

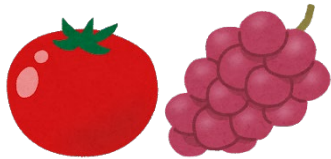
## Ⅱ - 1 原産品 (第3・2条)

- RCEP協定における関税の特恵待遇（RCEP税率）は、RCEP締約国の原産品にのみ適用される。
- この協定の適用上、第3・2条に規定する次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。
- RCEP協定では日ASEAN協定と同様、「国原産」の考え方を採用。

### (a) 完全生産品

一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの

### 【第3・3条 完全に得られ、又は生産される産品（抜粋）】



(a) 当該一の締約国において栽培され、及び収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品（果実、野菜等）



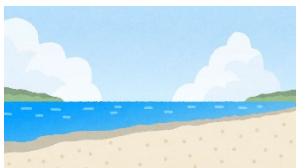
(b) 生きている動物であって、当該一の締約国において生まれ、かつ、成育されたもの（家畜等）



(c) 生きている動物であって、当該一の締約国において成育されたものから得られる産品（生乳等）



(d) 当該一の締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、飼養、養殖、採集又は捕獲により得られる産品（野生の動物等）



(e) 当該一の締約国の土壌、水域、海底又はその下から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（水等）



(j) 当該一の締約国において専ら(a)から(i)までに規定する産品又はこれらの派生物から得られ、又は生産される産品（肉等）

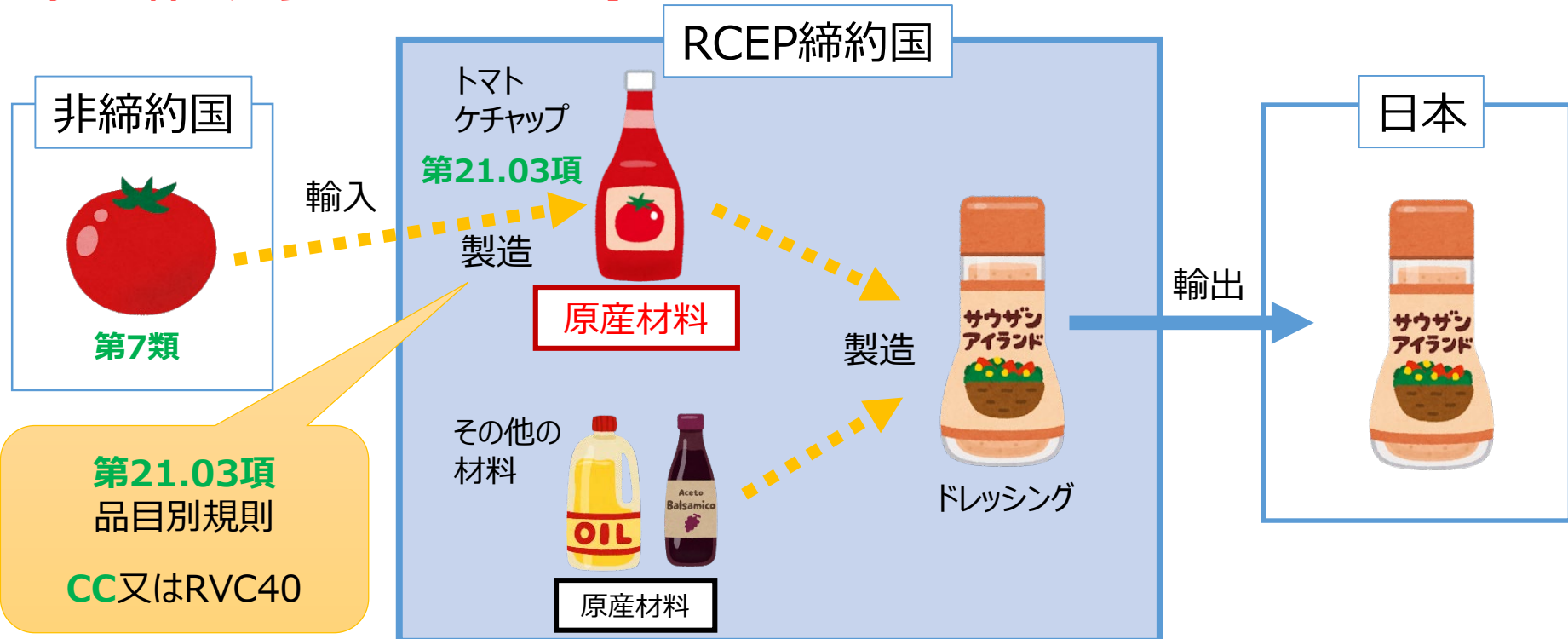
## Ⅱ-1 原産品 (第3・2条)

### (b) 原産材料のみから生産される産品

一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品

- 締約国の原産材料のみから生産される産品のこと。
- 生産に直接使用される材料はすべて「原産品」だが、材料の材料に遡ると非原産材料が使用されている。

### 【原産材料のみから生産される産品の例】



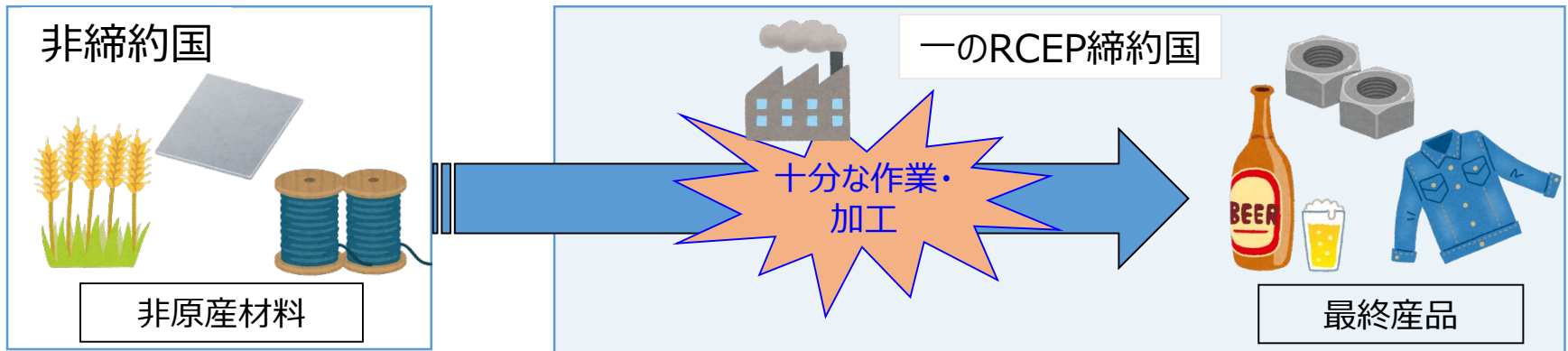
## Ⅱ-1 原産品 (第3・2条)

### (c) 品目別規則を満たす産品

一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書3A (品目別規則) に定める要件を満たすもの

- 非原産材料を使用しているも、締約国において原産品としての資格を与えるために十分な作業・加工が行われた場合には、最終産品を原産品と認めるもの。
- 附属書3A 品目別規則では産品のHS番号ごとに「十分な作業・加工」の基準が定められている。

### 【品目別規則を満たす産品のイメージ】



### 【品目別規則の3類型】

- ① 関税分類変更基準：非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ② 付加価値基準：産品に一定以上の価値を付与すること。（控除方式と積上げ方式を採用）。
- ③ 加工工程基準：産品に特定の加工（化学品の化学反応）がなされること。

## Ⅱ - 1 原産品 (第3・2条)

### ポイント 税率適用を受けるための原産地規則は、各EPAで異なる

原産地規則は各EPAの交渉の結果として定められたものであることから、各EPAで異なります。RCEP協定の原産地規則も、他のEPAとは異なりますのでご注意ください。

各EPAの原産地規則は、税関HP原産地規則ポータル「品目別原産地規則の検索」でご確認いただけます。

### 【例】HS 第39.01項 エチレンの重合体（一次製品に限る）に適用される品目別規則

RCEP CTH 又はRVC40

TPP11 第39.01項の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の50パーセント以上が原産品であること又は  
域内原産割合が(a)35パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは  
(b)45パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第39.01項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

日EU・EPA CTSH、  
化学反応が行われること、  
MaxNOM50パーセント（EXW） 又は  
RVC55パーセント（FOB）

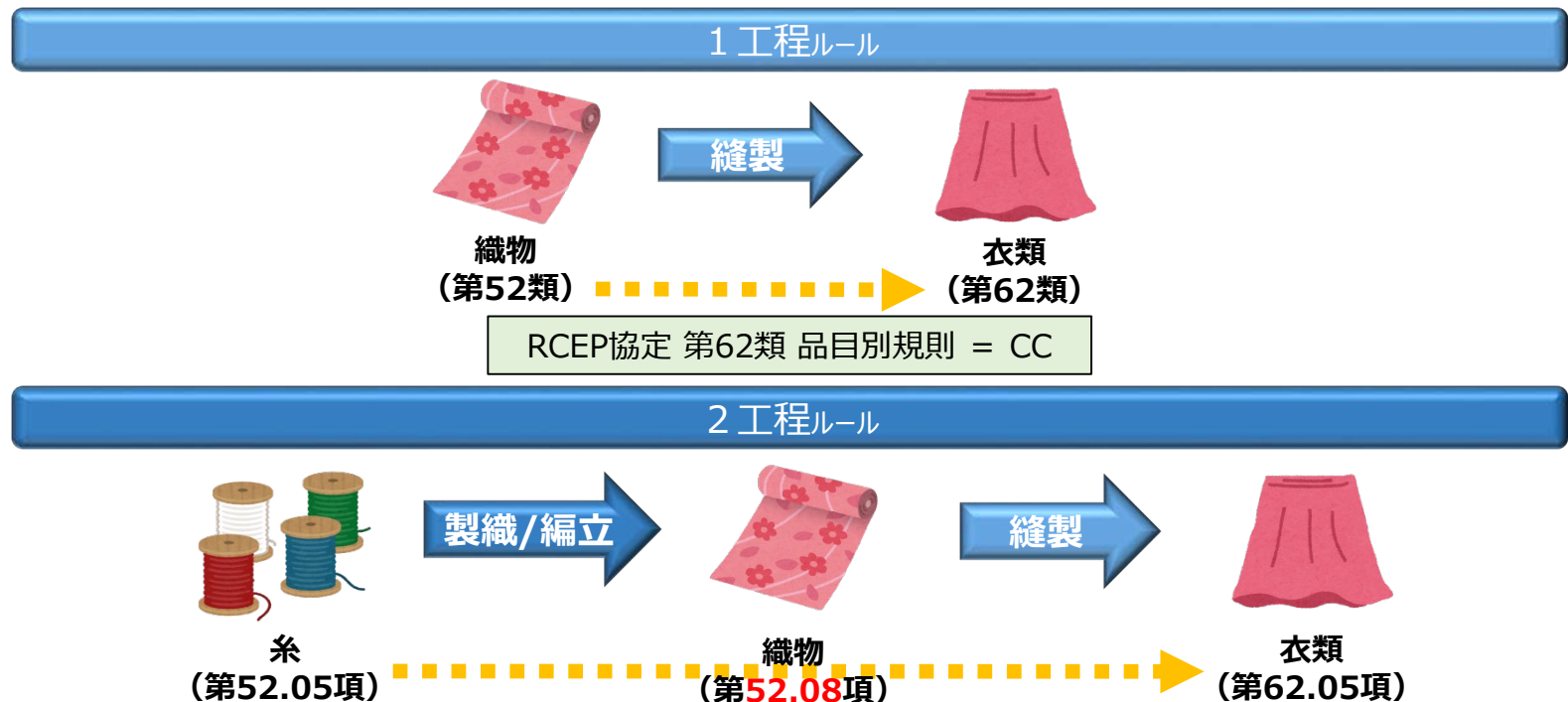
## Ⅱ - 1 原産品 (第3・2条)

### ポイント RCEP協定の衣類等 (第61類～第63類) に係る品目別規則について

RCEP協定では、生地⇒縫製の1工程ルールとなっています。

RCEP協定の衣類等にかかる品目別規則は、第61・62類が「CC」、第63類が「CC」又は「CC又はRVC40」となっており、CCを適用する場合、非原産の生地を使用し、締約国において縫製を行えば、規則を満たす原産品と認められます。

なお、RCEP協定にはASEAN協定などで採用されている「関税分類を決定する構成部分」の規定はありませんので、CCを適用する場合、製品と全ての非原産材料との間にHS 2桁レベルの変更があることを確認する必要があります。



ASEAN協定 第62.05項 品目別規則 = CC ( (中略) 第52.08項 (中略) の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織されている場合に限る。)

## II-2 累積（第3・4条）

RCEPでは、締約国の原産品(※)が他の締約国における製品の生産に材料として使用される場合に、当該他の締約国の原産材料とみなすことができる「モノの累積」が採用されている。

(※)原産品（第3・2条）の要件を満たす製品又は材料

原産品の資格を獲得しやすくなる。

### 【モノの累積の適用例】

豪州で生産されるオレンジジャム（第2007.91号）

材料：オレンジ（第08.05項）、砂糖（第17.01項）、レモン果汁（第20.09項）

第2007.91号 品目別規則：CC（類の変更）



レモン果汁が第20類であることから、CC（類の変更）を満たさない。  
⇒ジャムは原産品と認められない。



レモン果汁がタイの原産品であり、豪州での生産の材料として使用されている。  
⇒累積を適用し、レモン果汁を豪州の原産材料とみなす。  
⇒CCを満たさない非原産材料がない。  
⇒ジャムは原産品と認められる。



「生産行為の累積」の適用については、RCEP協定が全ての署名国について効力を生ずる日に検討を開始し、5年以内に終了する。



## II-2 累積（第3・4条）

### ポイント どのような材料が累積の対象となるか

他の締約国の原産品であることが確認できれば、累積の規定を適用することができます。原産品と認められるためには、協定第3・2条「原産品」の要件を満たす必要があります。どのような材料であっても累積の対象にできる訳ではなく、当該材料が、協定第3・2条「原産品」の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

前のページの豪州で生産されたジャムの例では、タイで生産されたレモン果汁に累積を適用していますが、これはレモン果汁の生産に使われた全材料（レモン）が第2009.89号（レモン果汁のHS番号）の品目別規則のうち「CC」を満たすことが確認できるため、当該レモン果汁を第3・2条(c)を満たすタイ原産品であると認定しています。



## Ⅱ - 3 軽微な工程及び加工（第3・6条）

産品を生産するために非原産材料に対して行われる以下の工程は、「軽微な工程及び加工」であるとして、その産品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない。

- (a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- (b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
- (c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な処理  
注 この条の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。
- (d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- (e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- (f) 生産品の部品への分解
- (g) 動物をとさつする工程  
注 この条の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。
- (h) 塗装及び研磨の単純な工程
- (i) 皮、核又は殻を除く単純な工程
- (j) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない）
- (k) (a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ

 **非原産材料が品目別規則を満たしている場合でも、締約国で行われる工程が上記に該当する場合には、産品は原産品とは認められない。**

## II -4 僅少の非原産材料 (第3・7条)

品目別規則の関税分類変更基準 (CC,CTH,CTSH) を満たさない非原産材料があった場合でも、その使用が僅かな場合は、その産品をRCEP締約国の原産品と認めることができる。

原産品の資格を獲得しやすくなる。

【僅かな場合とは】

- (a) **HS第1類から第97類の産品** : 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が産品のFOB価額の10%以下の場合
- (b) **HS第50類から第63類の産品** : 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の総重量が産品の総重量の10%以下の場合

⇒ 第50類から第63類の僅少の非原産材料は、上記(a)と(b)のいずれかを選択することが可能。

### 【僅少の非原産材料の適用例】

豪州で生産されるオレンジジャム (第2007.91号)

材料 : オレンジ (第08.05項) 、砂糖 (第17.01項) 、レモン果汁 (第20.09項)

第2007.91号 品目別規則 : CC (類の変更)



レモン果汁は第20類であることから、CC (類の変更) を満たさない。

⇒ レモン果汁の価額が産品のFOB価額の10%以下であることから、**僅少の非原産材料の適用が可能。**

⇒ **ジャムは原産品と認められる。**

## II -4 僅少の非原産材料（第3・7条）

### ポイント 僅少の非原産材料の規定を適用するための要件について

協定第3・7条 1 (a)の僅少の規定を適用する場合の要件は、関税分類変更基準を満たさない全ての非原産材料の価額の合計が最終製品のFOB価額の10%以下であることです。つまり、関税分類変更基準を満たさない非原産材料が複数ある場合においては、それらの合計金額がFOB価額の10%以下であることが要件となります。

前ページの例で、レモン果汁に加えて、非原産のオレンジ果汁（第20類）も材料として使っていた場合は、CC（類の変更）を満たさないレモン果汁とオレンジ果汁の価額の合計が、ジャムのFOB価額の10%以下である必要があります。

### 【前ページのジャムの例で、関税分類変更基準を満たさない非原産材料が複数ある場合】

#### 非原産材料



第8類

第17類



5USD 6USD

第20類

= CCを満たさない。

ジャム 100USD  
レモン果汁 5USD / オレンジ果汁 6USD  
⇒  $(5+6) / 100 \times 100 = 11\% \geq 10\%$

⇒ 関税分類の変更が行われていない非原産材料の価額の合計が10%以上。

⇒ 僅少の非原産材料の規定を満たさない。

⇒ **ジャムは原産品と認められない。**

## Ⅱ - 5 RCEP協定における積送基準（第3・15条）

- RCEP協定における「積送基準」は、第3・15条 直接積送として規定されている。
- 原産品が次のいずれかの条件を満たす場合には、原産品としての資格は維持される。
  - (a) 輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送される場合
  - (b) 第三国（非締約国又は経由国である締約国（以下「中間締約国」という。））を経由する場合で、以下の (i) 及び (ii) の要件を満たす場合
    - (i) 第三国において更なる加工（※）が行われていないこと
    - (ii) 第三国にある間、税関当局の監督の下に置かれていること
- 上記(b)の要件を満たすことを証明するために、第三国の税関の書類又は輸入締約国の税関が要求する書類のいずれかを、輸入締約国の税関に提出する必要がある（31ページ参照）。



(b) 第三国（非締約国又は中間締約国）を経由する場合

他のRCEP締約国を経由して運送される場合であっても、積送基準の対象となる。

# 目次

## I. RCEP原産地規則の構成

## II. 原産地規則・税率差

- 1 原産品 (第3・2条)
- 2 累積 (第3・4条)
- 3 軽微な工程及び加工 (第3・6条)
- 4 僅少の非原産材料 (第3・7条)
- 5 RCEP協定における積送基準 (第3・15条)

## III. 原産地手続

- 1 原産地証明 (第3・16条)
- 2 連続する原産地証明 (第3・19条)
- 3 日本輸入時における原産地証明手続
- 4 原産品であるかどうかについての確認 (第3・24条)
- 5 書類の保存義務 (第3・27条)
- 6 輸送中の産品についての経過規定 (第3・30条)

## IV. RCEP協定における税率差 (第2・6条)

## V. その他

## Ⅲ-1 原産地証明（第3・16条）

### ➤ RCEP協定における原産地証明は以下の3種類。

(a) 発給機関により発給された原産地証明書 【第三者証明制度】

(b) 認定された輸出者による原産地申告 【認定輸出者制度】

(c) 輸出者又は生産者による原産地申告（※）【輸出者・生産者による自己申告制度】

（※）各締約国における制度の導入に一定の猶予期間（発効から10年以内（カンボジア、ラオス、ミャンマーは20年以内）。10年を限度に延長可）が認められており、輸出国・輸入国の双方で導入された場合に限り利用可能。

協定発効日から輸出者又は生産者による原産地申告の導入を決めている締約国は、  
日本・豪州・ニュージーランド。

### ➤ 日本における原産地証明は上記3種類+1種類。「輸入者による原産地申告」が追加。

日本への輸入のみ、協定発効日から、「輸入者による原産地申告」を原産地証明とみなすことができる（日本以外の締約国においては、協定が全ての署名国において発効した後、導入を検討することとなっている。） 【輸入者による自己申告制度】



### 日本の場合（協定発効時）

【輸入面】 上記(a)(b)(c)及び「輸入者による自己申告制度」を利用可能。  
ただし、(c)は、豪州・ニュージーランドからの輸入に限る。

【輸出面】 上記(a)(b)(c)を利用可能。ただし、(c)は、豪州・ニュージーランドへの輸出に限る。

**新たに輸出者又は生産者による自己申告制度を導入する締約国については、  
随時税関HP等でご案内します。**

## Ⅲ-1 原産地証明（第3・16条）

### ポイント 第三者証明制度に係る原産地証明書の発給機関について

各締約国の状況が判明次第、税関HP原産地規則ポータルなどでお知らせします。  
日本においては日本商工会議所が発給機関となります。

### ポイント 認定輸出者制度について

認定輸出者制度（認定された輸出者による原産地申告）とは、各締約国の権限ある当局による認定を受けた輸出者自らが、原産地申告を作成する制度です。  
日本においては経済産業大臣が認定を行います。

これまで日本が締結したEPAのうち、日メキシコEPA、日スイスEPA、日ペルーEPAの3協定において、導入されています。

認定輸出者の申請手続、認定の基準、認定輸出者に課される義務などについては、経済産業省HP「経済連携協定（EPA）に基づく認定輸出者自己証明制度申請・利用の手引き」をご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/approved.html#q-1](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html#q-1)



# Ⅲ-1 原産地証明（第3・16条）

## 原産地証明の必要的記載事項（附属書3B）

### 発給機関により発給された原産地証明書

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 製品の品名及び関税分類番号（6桁番号の水準）
- (e) 原産地証明書番号
- (f) 原産性を与えることとなる基準
- (g) 輸出者又は生産者による申告
- (h) 発給機関による証明、印影、署名
- (i) 第2・6条（関税率の差異）に規定するRCEP原産国
- (j) 積送される貨物を確認するための詳細な情報（仕入書の番号、出発の日付など）
- (k) FOB価額（域内原産割合が用いられている場合）
- (l) 製品の数量
- (m) 連続する原産地証明書における規定

### 認定された輸出者による原産地申告 輸出者又は生産者による原産地申告 輸入者による原産地申告

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 製品の品名及び関税分類番号（6桁番号の水準）
- (e) 認定された輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号
- (f) 固有の参照番号
- (g) 原産性を与えることとなる基準
- (h) 作成者による証明
- (i) 第2・6条（関税率の差異）に規定するRCEP原産国
- (j) FOB価額（域内原産割合が用いられている場合）
- (k) 製品の数量
- (l) 連続する原産地申告における規定



# Ⅲ-1 原産地証明 (第3・16条)

## 原産品申告書 (自己申告制度) の様式見本と記載必須項目 1/3

協定上様式に定めはなく、必要的記載事項 (19ページ参照) が含まれていれば任意の様式で作成可能です。  
なお、協定上、RCEPの原産品申告書は英語で作成する必要があり、輸入者自己申告の場合も同様です。  
日本税関HPに掲載する様式見本は、各項目の日本語訳を併記しております。是非ご利用ください。

### 様式見本上部分

様式は任意

Declaration of Origin 原産品申告書 (Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的な包括的経済連携協定)					
1. Unique reference number 固有の参照番号		2. Authorization code (in the case of approved exporter) 認定番号 認定された輸出者の場合)			
3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸出者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)					
4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known 生産者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) (判明している場合)					
5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)					
No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びRVC適用時の価値

#### 【項目1 固有の参照番号】

申告書の作成者が管理する任意の整理番号を記載する。

#### 【項目3～5 輸出者、生産者及び輸入者又は荷受人に関する情報】

輸出者の氏名又は名称及び住所、生産者の氏名又は名称及び住所、輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所については必須の記載項目。ただし、生産者の氏名又は名称及び住所が判明していない場合には「NOT AVAILABLE」と記載する。

#### 【項目6 品名及び仕入書番号・日付】

商品を特定するために十分な記載とする。仕入書番号・日付は輸入に際して発行されたものを記載する。当該仕入書が輸出者又は生産者により発行されたものでない場合 (第三者の仕入書の場合) には、仕入書の発行者の氏名又は名称及び国名を「10. Remarks」欄に記載する。

#### 【項目7 関税分類番号】

統一システム (2012年版) に従い6桁の水準までの関税分類番号を記載する。

# Ⅲ-1 原産地証明（第3・16条）

## 原産品申告書（自己申告制度）の様式見本と記載必須項目 2/3

### 様式見本下部分

電子メールアドレス

7. Tariff level, HS3012 関税分類番号 (6桁、HS3012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びFOB価額
11. Remarks 其他の特記事項			
12. Information on Original Proof of Origin (in case of Back to back Declaration of Origin) 最初の原産地証明に関する情報 (連続する原産品申告書の場合)			

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from \_\_\_\_\_ (exporting country) to \_\_\_\_\_ (importing country).  
私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された商品が地域的な包括的経済連携協定第3章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの商品は（輸出締約国）から（輸入締約国）に向けて輸出されます。

Date of Declaration 作成年月日：  
Name of the certifying person 作成者の氏名又は名称：  
Name of the agent of the certifying person 代理人の氏名又は名称：  
Address of the agent of the certifying person 代理人の住所：  
Signature 作成者の署名（日本への輸入の場合には不要）：

The certifying person     Approved exporter,    Exporter,    Producer,    Importer  
 本原産品申告書の作成者    認定された輸出者    輸出者    生産者    輸入者

(規格 A 4)

#### 【項目8 原産性の基準】

適用した原産性の基準を記載する。

（WO：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される商品、CTC：関税分類変更基準、RVC：付加価値基準（域内原産割合）、CR：加工工程基準（化学反応）、ACU：累積、DMI：僅少の非原産材料）

項目9 は次ページに掲載

#### 【項目10 数量及びFOB価額】

FOB価額については、原産性の基準として域内原産割合が用いられている場合のみ記載する。

#### 【項目12 最初の原産地証明の情報】

協定第3・19条に基づき発給された連続する原産地証明の場合には必須の記載項目。  
 当初の原産地証明の参照番号、発給年月日、発給国、RCEP原産国、（該当する場合）認定輸出者の認定番号を記載する。

#### 【項目13 作成者による誓約】

輸入者自己申告の場合はimporting countryは記載不要。

#### 【作成者】

本申告書は、輸入者、輸出者又は生産者が作成することができる（該当するボックスにチェックを付すこと）。また、輸入者に代えて輸入者の代理人が作成することができる。なお、日本への輸入の場合には作成者の署名は不要。

項目11 其他の特記事項は、必須項目ではありません。

# Ⅲ-1 原産地証明（第3・16条）

## 原産品申告書（自己申告制度）の様式見本と記載必須項目 3/3

No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びFOB 価額
				/	

### 【項目9 RCEP原産国】

協定第2・6条により決定される「RCEP原産国」を記載する。記載要領は以下のとおり。

原産品の例	記載事項
(a)協定附属書Iの輸入締約国の約束の表の付録（以下「付録」という。）に特定された原産品で、輸出締約国における付加価値が製品の価額の20パーセント未満の場合 (b)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定第3・2条(b)に規定する原産材料のみから生産される産品で、協定第2・6条5に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われていない場合	輸出締約国における原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国名を記載する。
上記以外の場合 (c)付録に特定された原産品で、輸出締約国における付加価値が製品の価額の20パーセント以上の場合 (d)協定第3・2条(a)に規定する完全生産品 (e)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定第3・2条(c)に規定する品目別規則（附属書3A）を満たす産品 (f)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定第3・2条(b)に規定する原産材料のみから生産される産品で、軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合	輸出締約国名を記載する。

自らが所有する情報に基づいて「RCEP原産国」を決定することができない場合には、最も高い税率の締約国名と併せて「\*」（第2・6条6(a)の場合）又は「\*\*」（第2・6条6(b)の場合）を記載する。

例) 「Australia \*」「Indonesia \*\*」


注： 上記にかかわらず、協定第2・6条6に基づき輸入者は以下のいずれかの税率の適用を求めることができる。

- ・ 輸入締約国が、原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各関税率のうち最も高い税率（第2・6条6(a)）
- ・ 輸入締約国が、締約国からの同一の原産品に適用する各関税率のうち最も高い税率（第2・6条6(b)）

## Ⅲ-2 連続する原産地証明（第3・19条）

輸出締約国の最初の原産地証明に基づいて、中間締約国の発給機関、認定輸出者又は輸出者が発給又は作成することができる原産地証明。

- 日アセアン協定において採用されている（発給機関による原産地証明書のみ）。
- 任意規定であるため、中間締約国において連続する原産地証明の発給が可能かは、当該締約国の運用を確認する必要がある。
- 第3・19条 1 に定められた要件を全て満たす場合にのみ、連続する原産地証明を発給することができる（次ページ参照）。
- 「輸出者が発給する連続する原産地証明」の作成は、輸入締約国が輸出者・生産者による自己申告制度を導入している場合のみ可能。
  - (※) 輸出者・生産者による自己申告制度を導入していない輸入締約国では、最初の原産地証明が「輸出者・生産者による原産地証明」である場合、連続する原産地証明を認めない場合があるので注意。
- 必要的記載事項のうち「RCEP原産国」については、連続する原産地証明の発給・作成時に中間締約国において新たに判断し、記載されることとなる。
- 【日本の輸入通関時】 中間締約国の輸出者（認定輸出者除く）が作成した連続する原産地証明の場合、「原産品であることを明らかにする書類」として、第3・19条 1 (d)を満たすことを示す書類（非加工証明等）の提出を要する。

 **連続する原産地証明の利点として、最初の原産地証明に記載された貨物を中間締約国で分割して各締約国に輸出する際、その分割された貨物ごとに原産地証明を発給できる点が挙げられる。**



## Ⅲ-2 連続する原産地証明（第3・19条）

### 連続する原産地証明発給の要件（第3・19条1）

- (a) 有効な原産地証明の原本又はその認証された真正な写しが提示されること。
- (b) 連続する原産地証明の有効期間が最初の原産地証明の有効期間を超えないこと。
- (c) 附属書3B（必要的記載事項）の規定に従い、連続する原産地証明に最初の原産地証明から関連する情報が記載されていること。
- (d) 中間締約国において、連続する原産地証明を使用して再輸出される貨物について更なる加工が行われないこと。ただし、再こん包又は物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、産品を良好な状態に保存するため又は輸送するために必要な他の作業）を除く。
- (e) 分割して輸出される貨物については、最初の原産地証明の総数量の代わりにその分割された輸出に係る数量が表示され、かつ、その分割された貨物の下で再輸出される総数量が最初の原産地証明の総数量を超えないこと。
- (f) 連続する原産地証明に記載された情報に最初の原産地証明の発給の日付及びその番号が含まれていること。

## Ⅲ-3 日本輸入時における原産地証明手続

証明制度		対象となる輸出締約国	証明書類の取得方法
<b>第三者証明制度</b> (原産地証明書)		全ての締約国	輸出締約国において権限ある <b>発給機関</b> に輸出者又は生産者が発給を依頼
<b>認定輸出者制度</b> (原産地申告)		全ての締約国	輸出締約国において権限ある発給機関により <b>認定された輸出者</b> が書類を作成 (任意様式)
<b>自己申告制度</b> (原産品申告書)	輸入者	全ての締約国	<b>日本の輸入者</b> が書類を作成 (任意様式)
	輸出者 生産者	<b>豪州・ニュージーランド</b> ※協定発効時	<b>輸出締約国の輸出者又は生産者</b> が 書類を作成 (任意様式)



### 認定輸出者制度・自己申告制度における証明書類の様式について

協定上様式に定めはなく、必要的記載事項（19ページ参照）が含まれていれば任意の様式で作成可能です。

日本税関HPに様式見本を掲載しますので、そちらも御利用いただけます。



# Ⅲ-3 日本輸入時における原産地証明手続

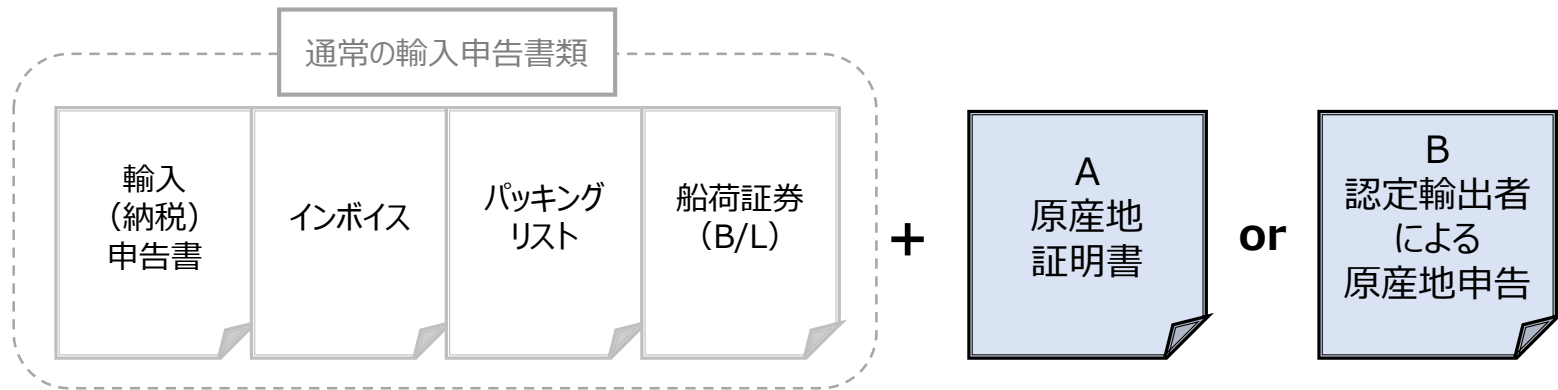
## 第三者証明制度・認定輸出者制度の利用について

- 日本への輸入時に第三者証明制度又は認定輸出者制度を利用して特惠待遇を要求するためには、通常の輸入申告書類に加え、原則として、以下の書類の提出が必要になります。ただし、課税価格の総額が20万円以下の製品については省略が可能です。

A 第三者証明制度の場合、発給機関により発給された原産地証明書

B 認定輸出者制度の場合、認定された輸出者が作成した原産地申告

- 提出書類のイメージ



- 事前教示を取得している場合は、原産地証明書又は認定輸出者による原産地申告の「貨物の原産性」に係る部分の記載事項に不備があった場合でも、これらの書類は有効なものみなされます。
- AEO輸入者による特例申告の場合には、上記 A 又は B の書類の提出に代え、保存することで足りる取扱いとなります。ただしAEO輸入者が一般の輸入申告を行う場合は提出が必要です。

# Ⅲ-3 日本輸入時における原産地証明手続

## 自己申告制度利用について

- 日本への輸入時に自己申告制度を利用して特惠待遇を要求するためには、通常の輸入申告書類に加え、原則として、以下の書類の提出が必要になります。ただし、課税価格の総額が20万円以下の製品については省略が可能です。

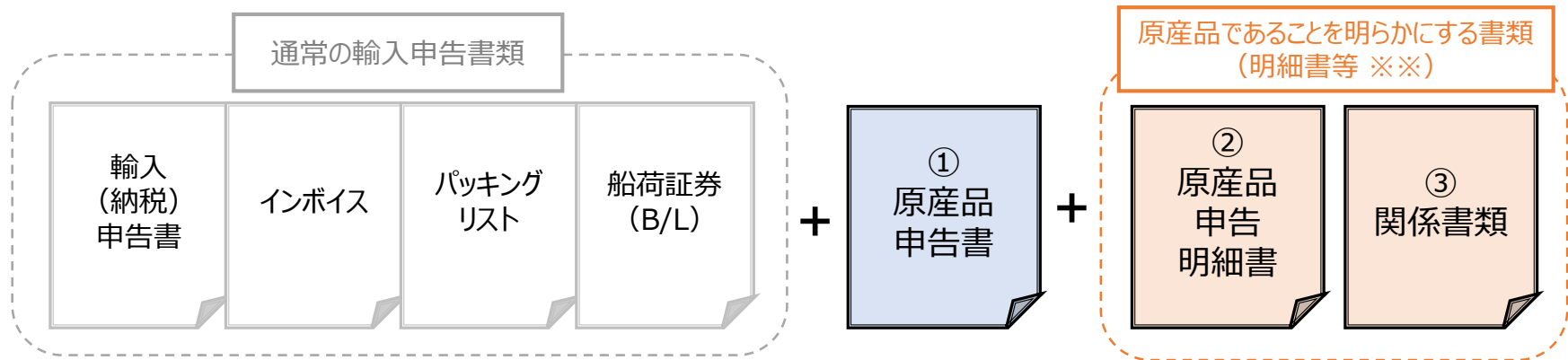
I. 原産品申告書

II. 原産品申告明細書

III. 関係書類

原産品であることを明らかにする書類

- 自己申告制度の原産品申告書・原産品申告明細書は任意の様式で作成可能。税関HP掲載の様式見本もご利用いただけます。
- 提出書類のイメージ



- 事前教示を取得している場合又は完全生産品の場合は、「原産品であることを明らかにする書類」の提出は省略可能です。
- AEO輸入者による特例申告の場合には、上記 I・II・IIIの書類の提出に代え、保存することで足りる取扱いとなります。ただしAEO輸入者が一般の輸入申告を行う場合は提出が必要です。

# Ⅲ-3 日本輸入時における原産地証明手続

## ②原産品申告明細書（自己申告制度）様式見本と記載事項

様式は任意

原産品申告明細書  
(RCEP協定)

1. 仕入書の番号及び日付	
2. 原産品申告書における製品の番号	3. 製品の関税分類番号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> CTC <input type="checkbox"/> RVC <input type="checkbox"/> CR <input type="checkbox"/> ACU <input type="checkbox"/> DMI	
5. RCEP 原産国	
6. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすこと及び上記5.のRCEP原産国の決定に関する説明	
ここに記載しているものは例示です。 どのように原産性の基準を満たしているのかについての説明が記載されたものであれば、これに限定されるものではありません。	
7. 上記6.の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者	
8. その他の特記事項	
9. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所  (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所)	
作成日 年 月 日	

※WO: 完全生産品、PE: 原材料のみから生産される産品、CTC: 関税分類変更基準、RVC: 付加価値基準（域内原産割合）、CR: 加工工程基準（化学反応）、ACU: 累積、DMI: 偏少の非原産材料

**原産性の基準に係る記号の例** (規格A4)

### 【項目2 原産品申告書における製品の番号】

原産品申告書中「製品の概要」における製品の欄の番号等、原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記載すること。

### 【項目4 適用する原産性の基準】

適用する基準にチェックを付す。

### 【項目6 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことに関する説明】

◆ 適用する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる以下のような事実を記載。

完全生産品：協定第3・2条(a)に規定する一の締約国において完全に得られ、又は生産された産品であることを確認できる事実

原産材料のみから生産される産品：協定第3・3条(b)に規定する一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産された産品であることを確認できる事実

品目別規則を満たす産品：品目毎に定められた原産地基準を満たしていることを確認できる事実

- 関税分類変更基準(CTC)：すべての非原産材料の関税率表番号
- 付加価値基準（域内原産割合）(RVC)：協定第3・5条に規定する計算式を用いて、特定の付加価値を付けていることが確認できる事実
- 加工工程基準（化学反応）(CR)：協定附属書3Aの頭注7(f)に規定する化学反応が行われていることが確認できる事実
- その他の原産性の基準：輸入しようとする産品が適用する協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実

◆ 「RCEP原産国」をどのように判断したかの説明についても記載する。

### 【項目9 作成者】

本明細書は、輸入者、輸出者又は生産者が作成することができる。また、輸入者に代えて輸入者の代理人が作成することができる。

# Ⅲ-3 日本輸入時における原産地証明手続

## ③ 関係書類の例

関係書類とは、原産品申告明細書に記載した説明内容を確認できる書類をいいます。  
以下のような書類が例として考えられます。

### ① 完全生産品の場合

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

### ② 原産材料のみから完全に生産された産品の場合

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

### ③ 品目別規則を満たす産品の場合

a. 関税分類変更基準を適用する場合

総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準を適用する場合

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

c. 加工工程基準を適用する場合

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

### ④ その他の原産性の基準を適用する場合

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸入しようとする産品が協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

### ⑤ 「RCEP原産国」の確認のための関係書類

### ⑥ 中間締約国の輸出者が発行する連続する原産地証明の場合

連続する原産地証明を使用して再輸出された貨物について、中間締約国において更なる加工が行われていないことを示す資料

## ➤ 関係書類の例

New Zealand Cheese Corporation Ltd.  
Level XX, Majestic Centre, XXX Willis Street, Wellington 1, New Zealand

**Bill of Materials (List of materials used)**

6<sup>th</sup> February 2022

Manufacture's name: New Zealand Cheese Corporation Ltd.  
Manufacture's address: Level XX, Majestic Centre, XXX Willis Street, Wellington 1, New Zealand  
Product name: Cheese  
Product code: XXXXX

	Ingredients	HS code	Remarks
1	Fresh milk*	04.01	
2	Salt	25.01	
3	Rennet	35.07	Gelatine (New Zealand) Rennet enzymes (derived from cow) (New Zealand) Salt (Australia) Sodium benzoate (Germany)

\*Fresh milk is purchased from contract farms in New Zealand.

<Production process>

```
graph LR; A[Fresh Milk] --> B[Sterilisation]; B --> C[Addition of Rennet]; C --> D[Fermentation]; D --> E[Protein Coagulation]; E --> F[Removal of Whey]; F --> G[Addition of Salt]; G --> H[Formation]; H --> I[Packaging];
```

*Bianca*  
Bianca Caroba - Technical Specialist

これ以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、原産性の基準を満たすこと及びRCEP原産国が確認できる書類であればよい。

# Ⅲ-3 日本輸入時における原産地証明手続

## 積送基準を満たすことを証明する書類（運送要件証明書）

- 輸送途上で第三国を経由する場合、積送基準の要件を満たすことを証明する書類を輸入締約国の税関に提出する必要がある（15ページ参照）。
- 日本への輸入においては、関税法施行令第61条第1項第2号ロに規定する「運送要件証明書」となり、具体的には以下のような書類となる。
  - ・ 通し船荷証券の写し
  - ・ 税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
  - ・ その他の税関長が適当と認める書類

（例） 輸出締約国から第三国及び第三国から日本への運送関係関連書類（船荷証券等）  
倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類  
税関監督下の倉庫への搬出入記録の写し等
- 課税価格の総額が20万円以下の場合、提出省略が可能。

### 第三国（非締約国又は中間締約国）を経由する場合



第三国において、更なる加工が行われていないこと & 税関当局の監督の下に置かれていたことを証明する書類を日本税関に提出する。

**ポイント** 日本における第三章原産地規則の第3.23条 1 の「輸入後の関税上の特惠待遇の要求」について

RCEP協定第3・23条 1 の「輸入後の関税上の特惠待遇の要求」の規定は日本においては適用されません。

同条 1 では、事後的な特惠要求が認められることになっていますが、同条 2 において、1 の規定に関わらず輸入時に特惠要求を求めることができることとされており、我が国の場合は同条 2 を適用の上、許可前引き取り制度（BP）で対応する形となります。

### 【第3・23条 輸入後の関税上の特惠待遇の要求】

- 1 各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、産品が自国に輸入された時に原産品とされたであろう場合には、当該産品の輸入者が、自国の法令に定める期間内かつ当該産品が輸入された日の後に、次の書類を自国の税関当局に提示することにより、関税上の特惠待遇が与えられなかった結果として超過して支払った関税又は担保の還付を申請することができることを定める。
  - (a) 原産地証明その他当該産品が原産品であることについての証拠
  - (b) その他の税関当局が要求する輸入に関する書類であって、要求された関税上の特惠待遇を十分に立証するためのもの
- 2 1 の規定にかかわらず、各締約国は、自国の法令に従い、輸入者が輸入の時に自国の税関当局に対して関税上の特惠待遇を要求する意思を通報することを要求することができる。

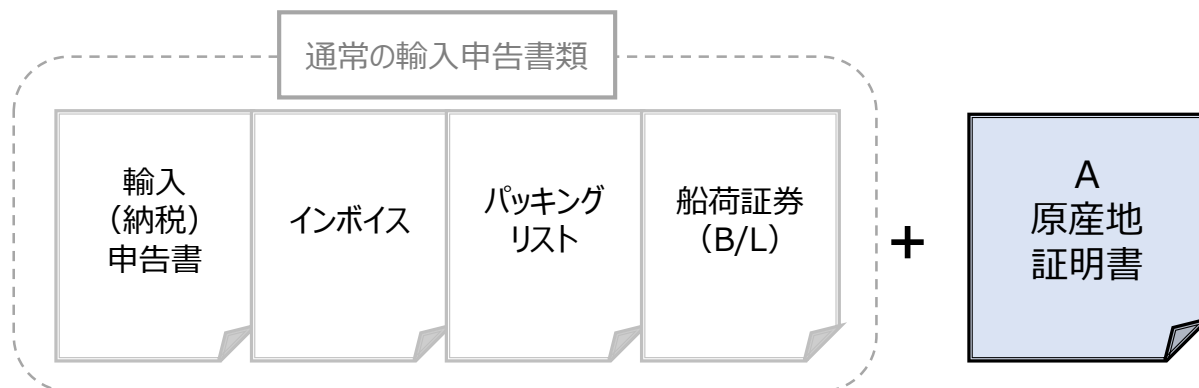
### Ⅲ-3 日本輸入時における原産地証明手続

**ポイント** 第三者証明制度を利用する場合、日本税関への輸入申告時に、原産品申告明細書の提出が必要か

第三者証明制度（各締約国の権限ある当局が発給した原産地証明書に基づいて特惠要求を行う制度）を利用して特惠要求を行う場合、日本税関への輸入申告時に、原産地証明書以外に、別途原産品申告明細書等の原産品であることを明らかにする書類を提出していただく必要はありません。

ただし、第三者証明制度を利用した特惠要求の場合でも、輸入者ご自身が当該貨物が原産品であることを確認する必要がありますので、ご注意ください。

#### ■ 第三者証明制度利用の場合の輸入申告時の提出書類イメージ（日本への輸入時）



### Ⅲ-3 日本輸入時における原産地証明手続

**ポイント** 営業秘密等を理由として輸出者から産品が原産品であることの情報  
が得られていない場合、輸入者自己申告を利用することが可能か

輸入者自己申告は、輸入申告時に輸入者が原産品であることの情報  
を有していることを前提とした制度です。輸入者自己申告の場合、輸  
出国・輸出者・生産者への事後確認が実施できないことから、輸入  
者への事後確認の際に輸入者自身が輸入国税関に情報を提示でき  
ない場合、特恵税率の適用が否認されることがあります。輸出者  
が原産品であること及びRCEP原産国を示す情報を開示しない場  
合は、その他の証明制度をご利用ください。

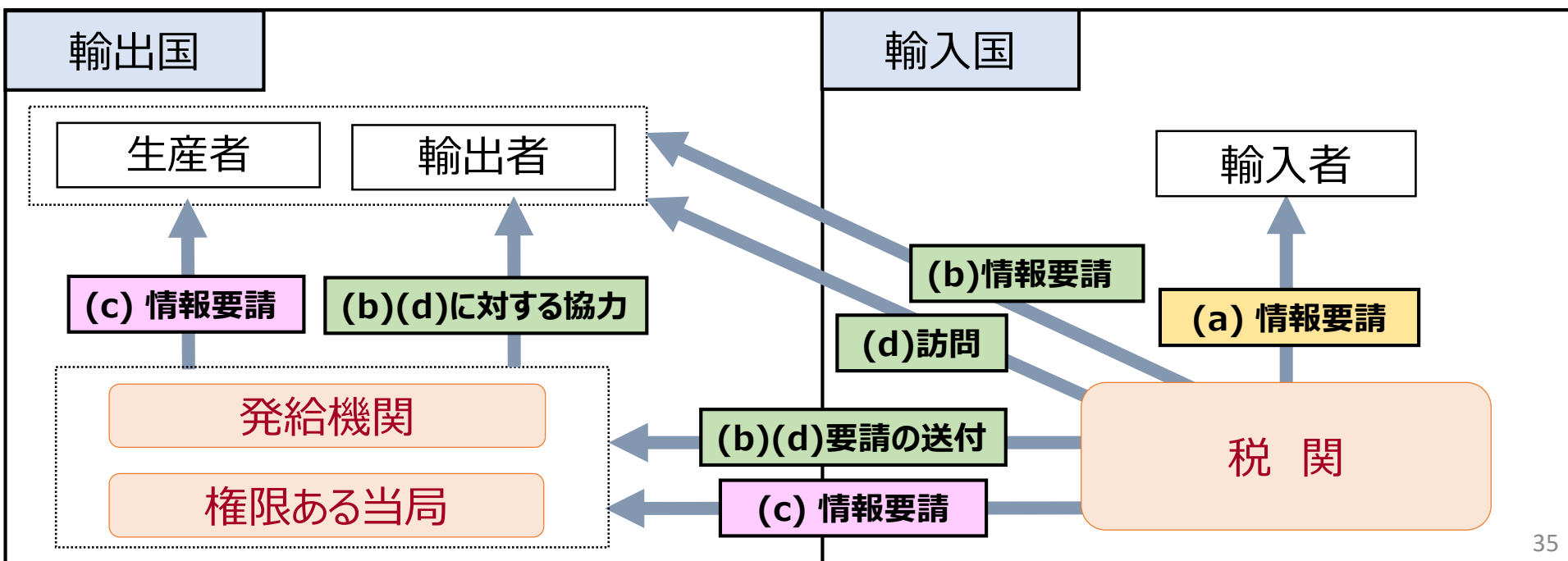
**ポイント** 輸出者自己申告を利用するが、営業秘密を理由として、輸  
出者から産品が原産品であることを示す十分な情報が得られてい  
ない。原産品申告明細書にはどのように記載すればよいか

原産品であることを確認した方法等について得られている情報の範囲  
内で原産品申告明細書を作成し、営業秘密を理由として十分な情報  
を得られていない旨を併せて記載してください。



# Ⅲ-4 原産品であるかどうかについての確認（第3・24条）

- RCEP協定においては、輸入締約国の権限ある当局は、第3・24条に規定する以下の方法により、輸入された産品が原産品であるか否かを確認することが認められている。
  - (a) 輸入者に対して追加の情報について書面により要請する方法
  - (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請する方法
  - (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請する方法
  - (d) 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設を確認のために訪問する方法
  - (e) その他締約国が合意する方法
- 輸入者による原産地証明の場合、上記手段のうち(a)のみ実施可能。それ以外の制度においては、第三者証明制度であっても自己申告制度であっても手段は同じ。実施順については、(d)の訪問による確認は(c)の実施後にのみ実施するとされている以外、特段の規定はない。



## Ⅲ-4 原産品であるかどうかについての確認（第3・24条）

**ポイント** 原産品であるかどうかについての確認に係る各締約国の連絡部局（コンタクトポイント）について

- 第3・24条の注において、締約国は、自国の輸出産品に係る原産品であるかどうかの確認のための単一の連絡部局（コンタクトポイント）を指定できると規定されており、日本は政府内にコンタクトポイントを設置する予定です。
- 日本が輸出国として、相手国（輸入国）から輸出国検証の要請を受ける場合も、コンタクトポイントを通じて受理することとなっています。相手国が日本の輸出者・生産者に対して情報提供を要請する場合にも、コンタクトポイントへ要請の送付が行われることとなっており、その場合、利用された証明制度に応じ、以下の機関から輸出者・生産者の方に連絡いたします。
  - ◆ 第三者証明制度・認定輸出者制度利用の場合  
日本商工会議所  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室
  - ◆ 輸出者・生産者による自己申告制度利用の場合  
財務省関税局関税課原産地規則室

相手国から、上記機関を介さず直接情報提供要請の連絡があった場合は、利用された証明制度に応じ、各機関にご相談ください。

第三者証明制度・認定輸出者制度：経済産業省（原産地証明室）

輸出者・生産者による自己申告制度：財務省（原産地規則室）

## Ⅲ-5 書類の保存義務（第3・27条）

協定及び国内法令により、日本においては、以下の書類保存義務が課される。

### 輸入者の保存義務

輸入の許可の日の翌日から **5年間**、以下の書類を保存。  
保存すべき書類は、選択した申告制度によって異なる。

- 第三者証明制度、認定輸出者制度  
原産地証明書、認定輸出者による原産地申告
  - 輸出者又は生産者による自己申告制度  
原産品申告書及び申告書作成者等から提供を受けている  
産品が原産品であることを証明するために必要な追加的な資料  
（「RCEP原産国」の確認のための関係書類を含む）
  - 輸入者による自己申告制度  
原産品申告書を含め、産品が原産品であることを証明するために  
必要な全ての記録（「RCEP原産国」の確認のための関係書類  
を含む）
- ※ 輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象外。

## Ⅲ-5 書類の保存義務（第3・27条）

### 輸出者・生産者の 保存義務

輸出者・生産者の自己申告の場合は作成の日から**3年間**、  
第三者証明制度及び認定輸出者制度を利用した輸出者・  
生産者は、発給・作成の日の翌日から**3年間**、以下の書類を保存。

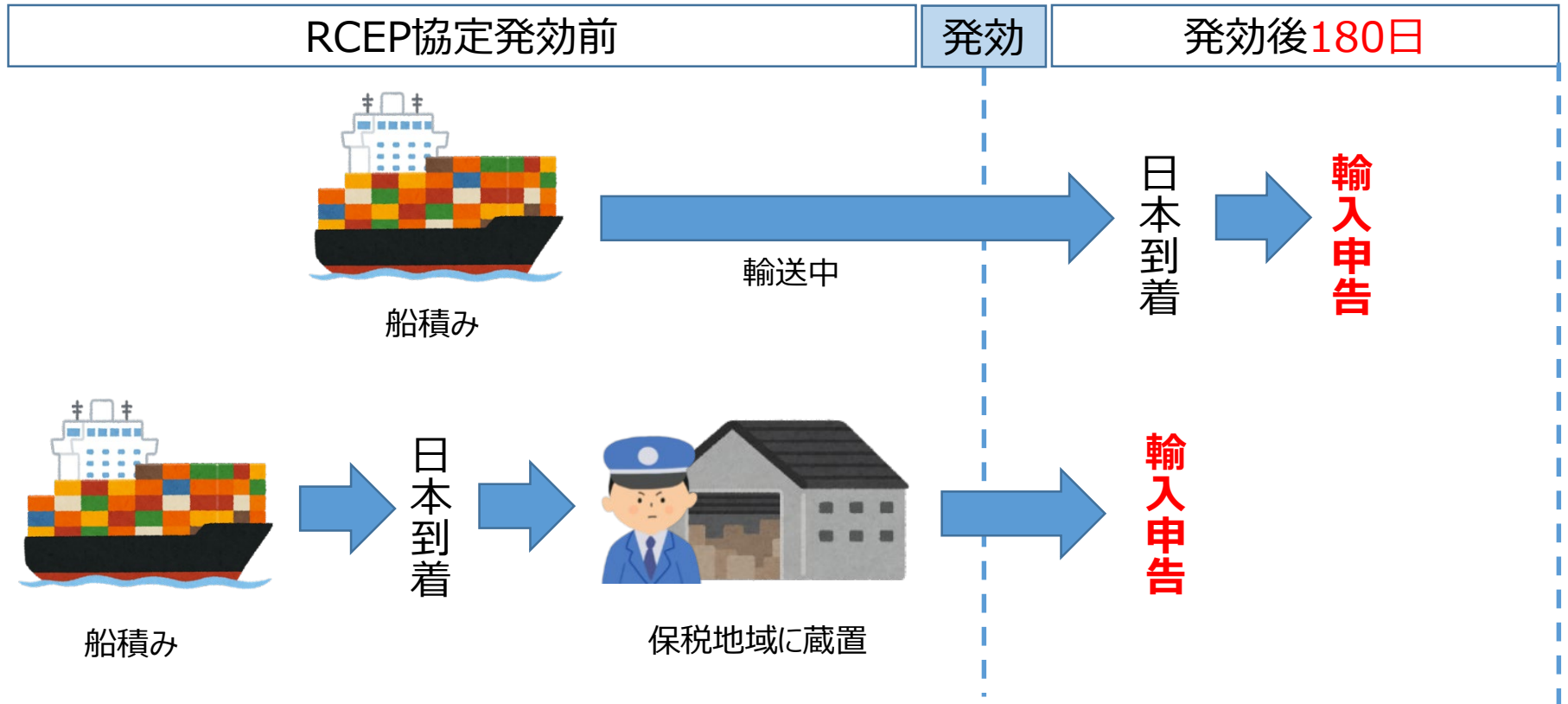
- 原産地証明書・認定輸出者による原産地申告・原産品申告書の写し
- 産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録（「RCEP原産国」の確認のための関係書類を含む。）。



# Ⅲ-6 輸送中の製品についての経過規定（第3・30条）

RCEP協定の規定を満たす原産品である以下の貨物については、**協定発効日から180日以内に輸入申告**する場合、必要な特惠要求手続が行われることを条件として、RCEP協定税率の適用が可能。

- ・ 同EPAの発効日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中の貨物
- ・ 既に輸入締約国に到着し保税地域に蔵置されている貨物



**(注) 原産品申告書・原産地証明書はRCEP協定発効日以降に作成・申請が必要**

# 目次

## I. RCEP原産地規則の構成

## II. 原産地規則・税率差

- 1 原産品 (第3・2条)
- 2 累積 (第3・4条)
- 3 軽微な工程及び加工 (第3・6条)
- 4 僅少の非原産材料 (第3・7条)
- 5 RCEP協定における積送基準 (第3・15条)

## III. 原産地手続

- 1 原産地証明 (第3・16条)
- 2 連続する原産地証明 (第3・19条)
- 3 日本輸入時における原産地証明手続
- 4 原産品であるかどうかについての確認 (第3・24条)
- 5 書類の保存義務 (第3・27条)
- 6 輸送中の産品についての経過規定 (第3・30条)

## IV. RCEP協定における税率差 (第2・6条)

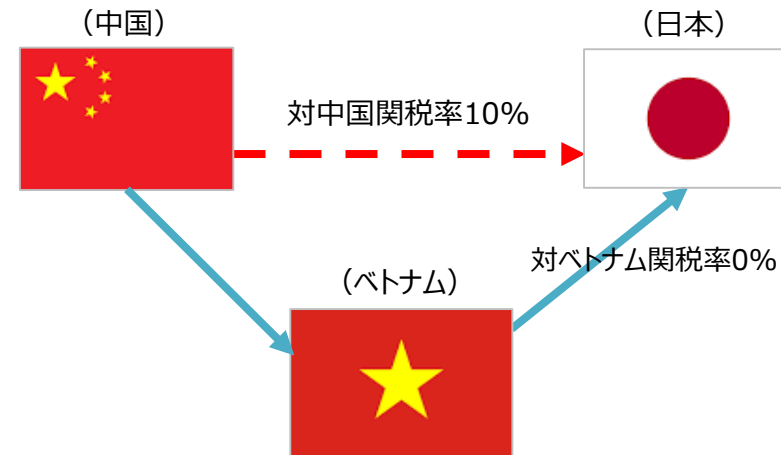
## V. その他

# IV RCEP協定における税率差（第2・6条）背景と概要

## 税率差ルール設定の背景

- RCEP協定では、相手国によって譲許内容が異なる国がある（日、中、韓、尼、比、タイ、ベトナムの7カ国）。
- 日本の場合、①ASEAN/豪州/NZ、②中国、③韓国の3つに譲許内容が分かれており、この結果、同一の原産品について相手国毎に異なる税率が適用されることがある。
- 税率差発生品目の場合、迂回輸入が発生することが考えられるため、RCEP協定第2・6条（関税率の差異）において税率差ルールが定められている。

## イメージ図



## 税率差ルールの概要（RCEP第2・6条）

### （1）基本ルール（第2・6条パラ2）

RCEP原産国は、RCEP原産地規則章の規定に従って原産品の資格を取得した締約国とする。ただし、原産材料のみからなる産品の場合は、輸出国で軽微な工程以外の生産工程が行われた場合に限る。

### （2）特定の品目についての特別ルール（第2・6条パラ3）

輸入国が自国の譲許表の付録に掲げる特定の原産品（日本は100品目を記載）に関しては、輸出国における付加価値20%を満たした場合にのみ、輸出国がRCEP原産国となる。

### （3）補完的ルール（第2・6条パラ4）

上記（1）、（2）で原産国が確定しない場合、最高価額の原産材料を提供した締約国がRCEP原産国となる。

### （4）輸入者の選択によるルール（第2・6条パラ6）

上記にかかわらず、輸入者は、原産材料を提供した締約国又は全ての締約国の中で最高税率を選択可能。

## 日本への輸入時における税率差発生品目のRCEP原産国確認のポイント

- ステップ1 輸入しようとする製品の関税分類番号9桁を特定する。  
⇒ 品目分類に係る事前教示をご利用になれます。  
<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>
- ステップ2 製品の輸出国に対してRCEP税率が設定されていることを確認する。  
⇒ ステップ1で特定した関税分類番号9桁を基に、税関HPの実行関税率表で調べることができます。  
<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
- ステップ3 製品が協定上の原産品と認められるかを確認する。  
⇒ 原産地に係る事前教示をご利用になれます。  
<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>

- ステップ4 RCEP原産国を決定する（税率差ルールを適用）。
- ① 製品に税率差が発生しているかを確認する。  
⇒ ステップ2で確認した実行関税率表でRCEP協定税率の欄（相手国毎に3欄）に全て同一の税率が記載されている場合以外は、税率差発生品目です。
  - ② ①で税率差が生じていた場合、ステップ1で特定した関税分類番号9桁が、付録の100品目に掲げられているかを確認する。  
⇒ 100品目のリストを御覧ください（税関HPに公表予定）。
  - ③ 次頁のフローチャートに従ってRCEP原産国を決定し、原産地証明に記載する。



# IV RCEP協定における税率差（第2・6条）フローチャート

## RCEP原産国の決定フローチャート (物品の貿易章「第2.6条」に基づくフローチャート)

日本の譲許表の付録の特定の原産品（100品目）に該当しますか？

Yes

No

輸出締約国である最終仕出国において、  
20%以上の価値が付加されていますか？

Yes

No

輸出締約国  
(第2.6条パラ3)

最高価額の原産材料を  
提供した締約国  
(第2.6条パラ4)

パラ1及び4に関わらず、輸入者は生産に  
関与した締約国又は全ての締約国の中で最  
高税率を選択可能（第2.6条パラ6）

①完全生産品、②原産材料のみからなる産品、  
③品目別規則を満たす産品のいずれになりますか？

①又は③

②

輸出締約国  
(第2.6条パラ2)

軽微な工程を超える生産工程(※)が  
輸出締約国で行われていますか？

Yes

No

輸出締約国  
(第2.6条パラ2)

最高価額の原産材料を  
提供した締約国  
(第2.6条パラ4)

※「軽微な工程」とは、輸送、保管又は販売のための保存又は包装、選別、分類、切断などからなる単純な処理、識別表示、印刷、単なる希釈、分解、とさつ、塗装、研磨、単純な混合、左記工程の組み合わせなどの工程を言う（詳細は第2.6条パラ5参照）。

● **多くの場合、RCEP原産国は輸出締約国（＝原産品の資格を取得した国）と同一になります。**

# 目次

## I. RCEP原産地規則の構成

## II. 原産地規則

- 1 原産品 (第3・2条)
- 2 累積 (第3・4条)
- 3 軽微な工程及び加工 (第3・6条)
- 4 僅少の非原産材料 (第3・7条)
- 5 RCEP協定における積送基準 (第3・15条)

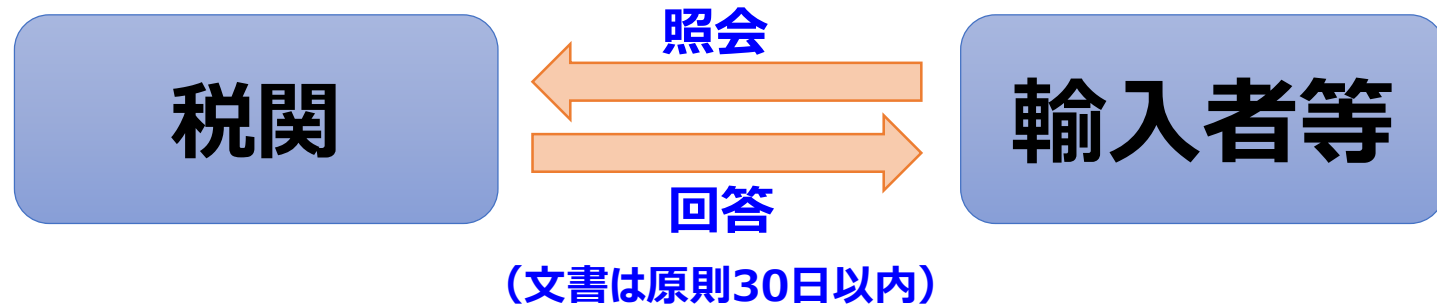
## III. 原産地手続

- 1 原産地証明 (第3・16条)
- 2 連続する原産地証明 (第3・19条)
- 3 日本輸入時における原産地証明手続
- 4 原産品であるかどうかについての確認 (第3・24条)
- 5 書類の保存義務 (第3・27条)
- 6 輸送中の産品についての経過規定 (第3・30条)

## IV. RCEP協定における税率差 (第2・6条)

## V. その他

## V-1 【輸入面】事前教示制度



- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、RCEP協定税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、適用される税率が事前に分かることから、輸入にかかる費用等の計画を立てやすくなります。
- RCEP協定第2.6条に規定する「RCEP原産国」についても事前教示回答の対象となります（希望制）。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）  
の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

# V-1 【輸入面】事前教示制度を御利用ください



事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、下記までお気軽にお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 首席原産地調査官 清水税関支署 原産地調査官	052-654-4205 054-352-6114	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

## V-2 RCEP協定等、EPA関連情報

- RCEP協定・財務省所管物品の品目別交渉結果

[https://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/trade/international/epa/20201115.pdf](https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20201115.pdf)

- RCEP協定の条文、原産地規則等

<https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep.htm>

- EPAにおける関税制度、通関手続、概要、協定本文、適用税率等の情報

[https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa\\_index.htm](https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)

- EPAにおける原産地規則関連情報（原産地ポータル）

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

- 原産地規則や原産地手続に関する お問い合わせ先：

<https://www.customs.go.jp/roo/origin/question.htm>

- EPAの利用に関し、ご要望・ご質問等がございましたら、下記のリンクよりご連絡ください。

<https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

- 各EPAのご利用に際しては、税関HP「経済連携協定（EPA/FTA）」のページを是非ご活用ください。
- EPAにおける関税制度、通関手続、概要、協定本文、適用税率等の情報を掲載しています。

The screenshot shows the Japan Customs website interface. At the top, there is a navigation bar with the Japan Customs logo and several utility buttons. Below this is a main banner area with a search bar and a '注目キーワード' (Featured Keywords) section. A large blue callout box on the left contains the text: 「①税関HPトップページ「法令・政策等について調べたい」クリック」. The main content area features a horizontal menu with various categories. A second blue callout box on the right points to the '経済連携協定(EPA/FTA)' link in this menu, with the text: 「②ポップアップメニューから、「経済連携協定（EPA/FTA）」クリック」. Below the menu is a grid of 10 service tiles, each with an icon and a brief description of the service.

①税関HPトップページ「法令・政策等について調べたい」クリック

②ポップアップメニューから、「経済連携協定（EPA/FTA）」クリック

## 経済連携協定（EPA/FTA）のページ [https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa\\_index.htm](https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)

税関 Japan Customs

現在位置: ホーム > 経済連携協定 (EPA/FTA) 等 (関税・税関関係)

### 経済連携協定 (EPA/FTA) 等 (関税・税関関係)

お知らせ

- ペルー共和国におけるTPP11協定の発効日等について
- 「EPA利用に係るアンケート」の調査結果 (公益財団法人日本関税協会)
- 日英EPAの発効について
- 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定が11月15日に署名されました
- 日英EPAが10月23日に署名されました
- 日EU-EPAを利用した日本からEUへの輸出に関するお知らせ (国税庁法人番号公表サイトへの掲載記録)
- 日EU-EPA「自己申告制度」利用の手引き [PDF:297KB]
- EPAの自己申告制度を利用した輸出についての情報 (対面又はメール)

このページでは、我が国が締結・交渉している経済連携協定等に関する要約、協定本文、適用税率等を掲載しております。

#### 関税制度・通関手続

(動画: 税関チャンネル) 「経済連携協定 (EPA) とは何か? メリット short ver. 4分36秒 (EPAとは何かを中心に説明しています) long ver. 12分6秒 (利用手順をより詳しく説明しています)」

(パンフレット) 「EPA～経済連携協定の利用にあたって～」 ※動画とはほぼ同じ内容です。

(注) 輸出相手国の関税率を調べたい方は、日本貿易振興機構 (JETRO) ホームページに掲載されている「世界各国の関税率」(World Tariff) で確認することができます。

#### ＝ (1) 関税譲許について

経済連携協定等では、協定で規定する**互恵地産品**を満たす輸送相手国の物品に関し、譲許表のスケジュールに従って関税を撤廃又は引き下げる約束 (関税譲許) をしています。関税譲許には、協定発効日に関税が撤廃される即時撤廃や、段階的に関税を引き下げ撤廃する段階的関税撤廃 (待機税率)、一定数量以内の輸入品に限り無税又は低税率の関税を適用する**関税減当**があります。

【参考】

- 経済連携協定の構造
  - 経済連携協定の構造 (日タイEPAの例) [14kb, PDF]
  - 譲許表の読み方 (日マレーシアEPAの例) [21kb, PDF]
  - 譲許表のステージングについて (日マレーシアEPAの例) [23kb, PDF]
- 我が国及び相手国の譲許 (関税率)
  - 実行関税率表 (我が国の関税率)
  - ステージング表 (EPA等において我が国が約束した関税率の表)
  - 相手国側譲許表 (相手国が約束した関税率)

RCEP交渉の概要・経緯  
 協定本文  
 6月実施説明会のQ&Aなど

ステージング表  
 相手国側譲許表

### 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に関する資料(2020年11月15日署名)

- RCEP交渉の概要 [PDF:477KB]
- RCEP交渉の経緯 [外務省HP]
- 協定本文等その他参考資料
- 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定業務説明会Q&A解説の配信を実施しました **NEW**
- 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定業務説明会のQ&Aを掲載しました **NEW**

### 各協定の概要、条文等

- 我が国が締結したEPA等の概要、条文等

### TPP11協定(CPTPP)に関する資料(2018年12月30日発効)

### 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定に関する資料(2020年11月15日署名)

### 日中韓FTAに関する資料

### 参考リンク

- 財務省貿易統計
- 経済連携協定別時系列表
- 輸入統計品目表 (実行関税率表)
- 関税率表解説 - 分類例規
- 外国為替相場
- 関税のしくみ
- カスタムスアンサー

### EPAの利用に関するご要望・ご質問等について

EPAの利用 (輸出・輸入) に関し、ご要望やご質問等がございましたら、下記のリンクよりご連絡下さい。

- ご相談はこちら

EPA利用に関する  
 ご要望・ご質問

## ステージング表掲載ページ

税関 Japan Customs

現在位置: ホーム > 経済連携協定 (FTA/EPA) (関税・税関関係) > 締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等 > ステージング表をご利用になる前に

**(重要) ステージング表をご利用になる前にお読みください**

掲載している経済連携協定 (EPA) 等のステージング表 (我が国が約束した関税率の一覧表) は、各協定の附属書に基づき、財務省・税関が利用者の利便性向上のために行政サービスの一環として作成し、公開しているものです。

情報の正確性については万全を期しておりますが、財務省・税関は利用者が当表の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。 [\(税関ホームページに関する免責事項はこちら\)](#)

EPA特恵税率や関税割当制度の対象品目・割当数量、その他詳細につきましては、[各協定の附属書](#) (外務省ホームページ) で、再度ご確認くださいお願いします。

ステージング表記載内容についての注意事項

- 各表は[実行関税率表](#) (2021年9月19日版) を元に作成しています。
- 税率欄が空白となっている箇所は、その協定では適用される税率がないことを示します。
- 一つの統計品目番号について2つ以上の税率が設定されている品目については、2つのラインに分けて税率を記載している場合があります。

財務省関税局・税関の組織

- 財務省関税局・税関の紹介
- 税関所在案内
- 所管の法人に関する情報

施設等機関

- 関税中央分析所
- 税関研修所

関税政策・税関行政

- 日ブルネイEPA (2021年4月版) (PDF:3,619KB) (CSV:241KB)
- 日ASEAN EPA (2021年4月版) (PDF:3,915KB) (CSV:271KB)
- 日フィリピンEPA (2021年4月版) (PDF:3,797KB) (CSV:249KB)
- 日スイスEPA (2021年4月版) (PDF:4,411KB) (CSV:286KB)
- 日ベトナムEPA (2021年4月版) (PDF:4,477KB) (CSV:301KB)
- 日インドEPA (2021年4月版) (PDF:5,651KB) (CSV:375KB)
- 日ペルーEPA (2021年4月版) (PDF:6,432KB) (CSV:428KB)
- 日オーストラリアEPA (2021年4月版) (PDF:11,111KB) (CSV:1,089KB)
- 日モンゴルEPA (2021年4月版) (PDF:8,796KB) (CSV:743KB)
- TPP11協定 (CPTPP) (2021年9月版) (PDF:5,258KB) (CSV:1,340KB)
- 日EU・EPA (2021年4月版) (PDF:14,237KB) (CSV:1,061KB)
- 日米貿易協定 (2021年4月版) (PDF:1,167KB) (CSV:121KB)
- 日英EPA (2021年4月版) (PDF:14,064KB) (CSV:1,031KB)
- 日RCEP協定 (2022年1月版) (PDF:1,591KB) (CSV:2,336KB)**

(注) RCEP協定は、日本のほか、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、豪州及びニュージーランドとの間で、2022年1月1日に発効いたします。また、韓国については、2022年2月1日に発効します。

税関手続き

- 手続案内 [e-Gov (イーガブ)]
- 各種様式及び記載要領

その他

- 情報公開・個人情報保護
- パブリックコメント
- 関連情報
- 税関関係用語集

RCEPのステージング表を  
税関HP掲載に掲載いた  
しました。  
ご利用ください。



## 最新のRCEP協定税率の確認

RCEP協定の発効に伴い、日本側の最新のRCEP協定税率に係る情報については、税関HPの実行関税率表にRCEP協定税率が追記されます。

①税関HPトップページ「品目分類について調べたい」クリック

②ポップアップメニューから、「実行関税率表」クリック

③最新の「実行関税率表」クリック

税関  
Japan Customs

品目分類について調べたい

品目分類ページトップ > 実行関税率表  
関税分類コンテンツを調べる > 事前数示回答(品目分類)を調べる

×閉じる

現在位置: ホーム > 輸出入手続 > 輸入統計品目表 (実行関税率表)

輸入統計品目表 (実行関税率表)

- [実行関税率表 \(2021年10月22日版\) 2021年10月22日掲載](#)
- [実行関税率表 \(2021年9月19日版\)](#)
- [実行関税率表 \(2021年4月1日版\)](#)
- [実行関税率表 \(2021年1月1日版\)](#)
- [実行関税率表 \(2020年10月1日版\)](#)
- [実行関税率表 \(2020年6月27日版\)](#)
- [実行関税率表 \(2020年4月1日版\)](#)
- [実行関税率表 \(2020年1月1日版\)](#)

輸入統計品目表 (実行関税率表) 一覧ページ  
<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

## 実行関税率表

RCEP協定税率について、近日中に追記いたします。

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate									関税率 Tariff rate
番号 H.S.code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	モンゴル Mongolia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU	英国 UK	日米 貿易協定
03.01		魚（生きているものに限る。）										
		観賞用の魚										
0301.11		淡水魚										
	100	1 こい（キュプリヌス属のもの）及び金魚（カラシウス・アウラトゥス）	5%		3.5%		無税	1.6%	無税	無税	無税	
	200	2 その他のもの	2.5%		1.7%	無税		無税	無税	無税	無税	

RCEP  
追加予定

# V-2 RCEP協定等、EPA関連情報【原産地規則ポータル】

- 原産地規則ポータルが新しくなりました。是非ご活用ください。
- 品目別原産地規則検索、自己申告制度の様式見本各種、事前教示、事後確認に関する情報のほか、**EPA/GSP原産性に係る非違事例**もご紹介しています。

①税関HPトップページ「原産地規則について知りたい」クリック

②ポップアップメニューから、「原産地規則ポータル」を選択するとトップページに遷移します。  
または、検索したいメニューをクリックすると該当ページへの直接アクセスが可能です。

税関 Japan Customs

税関手続に係る  
押印及び署名を  
廃止します

一部の例外を除き、税関へ提出いただく書類への押印及び署名を廃止することとなりました。廃止となる様式をご紹介します。

重要なお知らせ

原産地規則ポータル

原産地規則とは

協定・法令等

原産地証明手続

事前教示

事後確認

品目別原産地規則の検索

輸出相談(自己申告制度)

パンフレット・お知らせ

法令・政策等について調べたい

水について

輸出入の手続きを調べたい

品目分類について調べたい

原産地規則について知りたい

関税評価を調べたい

税関手続FAQを確認したい

# V-2 RCEP協定等、EPA関連情報【原産地規則ポータル】

原産地規則ポータル <https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

The image shows a screenshot of the Origin Rules Portal website. The main navigation bar includes links for '原産地規則とは' (About Origin Rules), '協定・法令等' (Agreements/Laws), '原産地証明手続' (Origin Certification Procedures), '事前教示' (Pre-notice), and '事後確認' (Post-confirmation). The main content area features a grid of icons for various services: '原産地規則とは', '協定・法令等', '原産地証明手続', '事前教示', '事後確認', '品目別原産地規則の検索' (Search by product category), '輸出相談 (自己申告制度)' (Export consultation (self-declaration system)), '様式見本 (自己申告制度)' (Sample forms (self-declaration system)), 'パンフレット' (Pamphlets), and 'お問い合わせ' (Contact us). A '新着情報' (New Information) section is also visible. A callout box points to the '地域的な包括的経済連携(RCEP)協定' (Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP) Agreement) section, which contains a list of links for RCEP information, including 'RCEP協定原産地規則について' (About RCEP Agreement Origin Rules), 'RCEP協定説明会動画' (RCEP Agreement Explanation Meeting Video), 'RCEP協定説明会Q&A解説' (RCEP Agreement Explanation Meeting Q&A Explanation), '協定本文 (第3章)' (Agreement Text (Chapter 3)), '附属書3A 品目別規則' (Annex 3A Product-specific Rules), and '附属書3B 必要的記載事項' (Annex 3B Necessary Information).

事後確認の情報  
・非違事例集など

事前教示の情報  
・公開回答一覧表など

アジア・太平洋地域 から  
RCEP協定を選択  
協定の条文、  
原産地規則等の情報

自己申告制度の  
様式見本集

自己申告制度の  
輸出相談

品目別原産地規則  
検索システム

- 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定
- 注意：このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります
- 1.概要
  - RCEP協定原産地規則について
  - RCEP協定説明会動画
  - RCEP協定説明会Q&A解説
- 2.協定条文等
  - 協定本文 (第3章)
  - 附属書3A 品目別規則
  - 附属書3B 必要的記載事項

# V-2 RCEP協定等、EPA関連情報【原産地規則ポータル】

## 品目別原産地規則の検索

### ● RCEP協定 HS第39.01項

税関サイト ▶ 原産地規則ポータル

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ | ENHANCED BY Google

原産地規則とは | 協定・法令等 | 原産地証明手続 | 事前指示 | 事後確認

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

国名 / Country: RCEP / 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

品目 / Item: 3901

再検索 / New-Search

国名 / Country: RCEP / 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

品目 / Item: 3901

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 (HS2012) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT(HS2012)

HS2012				地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2012) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT(HS2012)				
部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note		
07	39			プラスチック及びその製品 Plastics and articles thereof				
				第1節 一次製品 1- PRIMARY FORMS				
				エチレンの重合体(一次製造に限る。) Polymers of ethylene, in primary forms.				
				比重が0.94未満のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of less than 0.94				CTH又はRVC40
				比重が0.94以上のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of 0.94 or more				CTH又はRVC40
3901			エチレン-酢酸ビニル共重合体 Ethylene-vinyl acetate copolymers	CTH又はRVC40				
			その他のもの Other	CTH又はRVC40				

### ● 日EU協定 HS第39.01項

税関サイト ▶ 原産地規則ポータル

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ | ENHANCED BY Google

原産地規則とは | 協定・法令等 | 原産地証明手続 | 事前指示 | 事後確認

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

国名 / Country: ドイツ / GERMANY

品目 / Item: 3901

再検索 / New-Search

国名 / Country: ドイツ / GERMANY

品目 / Item: 3901

日EU経済連携協定(HS2017) / Japan-EU EPA (HS2017)

HS2017				日EU経済連携協定(HS2017) / Japan-EU EPA (HS2017)						
部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note				
07	39			プラスチック及びその製品 Plastics and articles thereof						
				第1節 一次製品 1- PRIMARY FORMS						
				エチレンの重合体(一次製造に限る。) Polymers of ethylene, in primary forms.						
				比重が0.94未満のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of less than 0.94				390110	CTSH, 化学反応が行われること、MaxNOM五(五)パーセント(D90)又はRVC五十五(五)パーセント(FOB)	第1節注1 / Section 1 Note
				比重が0.94以上のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of less than 0.94				390110	CTSH, A chemical reaction is undergone; MaxNOM 55 % (FOB), or RVC 55 % (FOB)	注釈5 / Note 5
3901			エチレン-酢酸ビニル共重合体 Ethylene-vinyl acetate copolymers	390120	CTSH, 化学反応が行われること、MaxNOM五(五)パーセント(D90)又はRVC五十五(五)パーセント(FOB)	第1節注1 / Section 1 Note				
			その他のもの Polyethylene having a specific gravity of 0.94 or more	390120	CTSH, A chemical reaction is undergone; MaxNOM 55 % (FOB), or RVC 55 % (FOB)	注釈5 / Note 5				
			エチレン-酢酸ビニル共重合体 Ethylene-vinyl acetate copolymers		CTSH, 化学反応が行われること、MaxNOM五(五)パーセント(D90)又はRVC五十五(五)パーセント(FOB)	第1節注1 / Section 1 Note				

# 特恵原産地証明書申請手続について

---

2021年12月  
経済産業省

- 1. 我が国の特恵原産地証明制度
- 2. 第三者証明制度
- 3. 認定輸出者自己証明制度
  - ◆ 認定基準
  - ◆ 認定申請手続
    - (1) 申請対象者
    - (2) 認定申請書類
    - (3) 申請の受付及び審査
    - (4) その他

- **1. 我が国の特惠原産地証明制度**
- 2. 第三者証明制度
- 3. 認定輸出者自己証明制度
  - ◆ 認定基準
  - ◆ 認定申請手続
    - (1) 申請対象者
    - (2) 認定申請書類
    - (3) 申請の受付及び審査
    - (4) その他

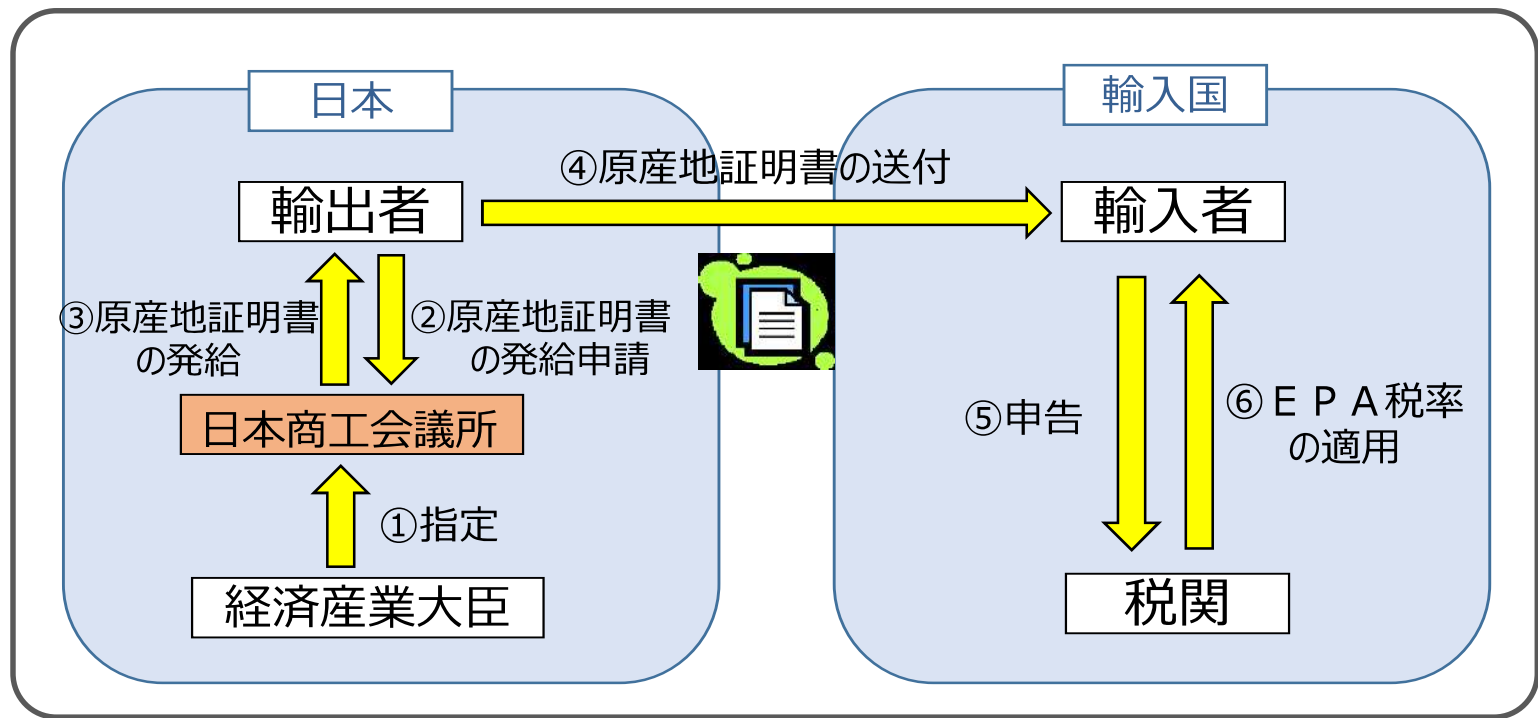


# 1. 原産地証明制度：我が国の原産地証明制度①

## ① 第三者証明制度

- 経済産業大臣が指定した指定発給機関が特定原産地証明書を発給する制度。
- 輸出者・生産者は、指定発給機関に対して、輸出産品が原産地認定基準を満たしていることの情報等を提供し、特定原産地証明書の発給申請を行う。

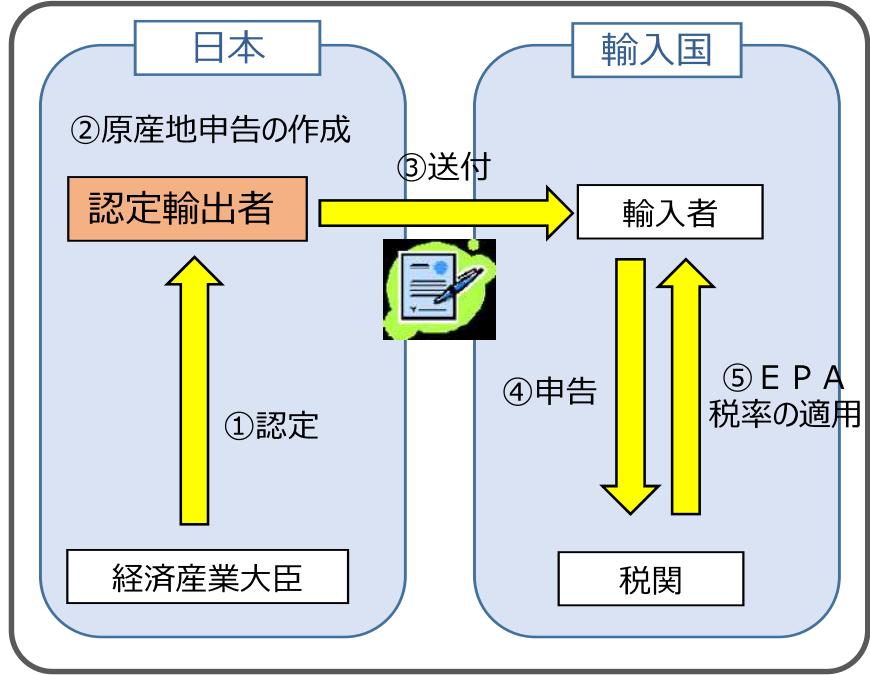
### 第三者証明 (第一種特定原産地証明書)



# 1. 原産地証明制度：我が国の原産地証明制度②

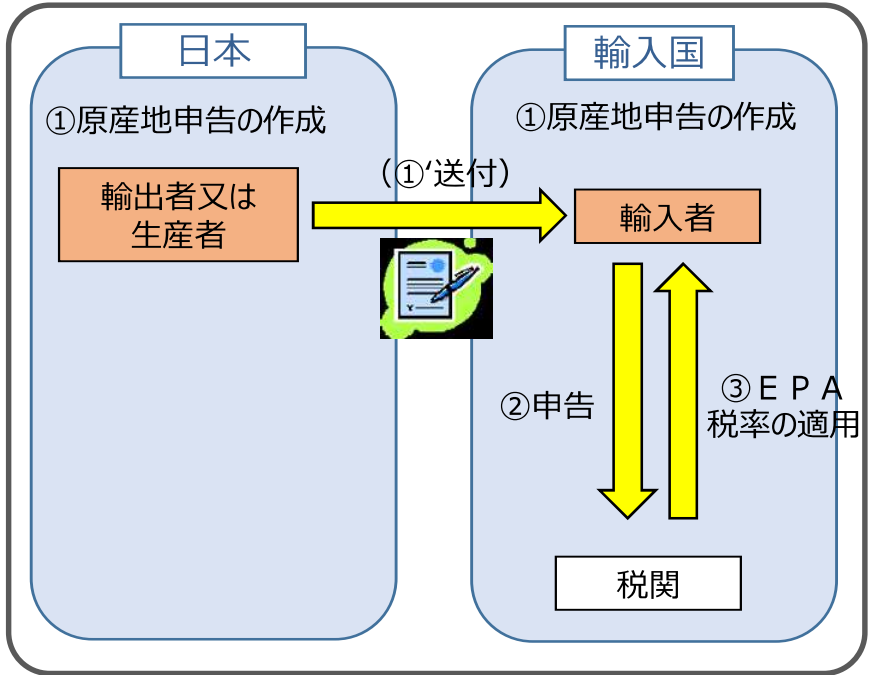
- ② 「認定輸出者」による自己申告制度
  - ・ 経済産業大臣が認定した輸出者が自ら原産地申告（原産地証明書）を作成する制度
- ③ 自己申告制度
  - ・ 輸出者・生産者又は輸入者が、自ら原産地申告（原産地証明書）を作成する制度（国による認定は不要）

「認定輸出者」による自己申告制度  
(第二種特定原産地証明書)



※①日スイス協定、②日ペルー協定、  
③日メキシコ協定及び④RCEP協定で利用可能。

自己申告制度  
(特定原産品申告書)



※①日オーストラリア協定、②TPP11(CPTPP)、  
③日EU協定、④日英協定及び⑤RCEP協定で利用可能。

- 1. 我が国の特恵原産地証明制度
- **2. 第三者証明制度**
- 3. 認定輸出者自己証明制度
  - ◆ 認定基準
  - ◆ 認定申請手続
    - (1) 申請対象者
    - (2) 認定申請書類
    - (3) 申請の受付及び審査
    - (4) その他

## 2. 第三者証明制度：指定発給機関 発給事務所

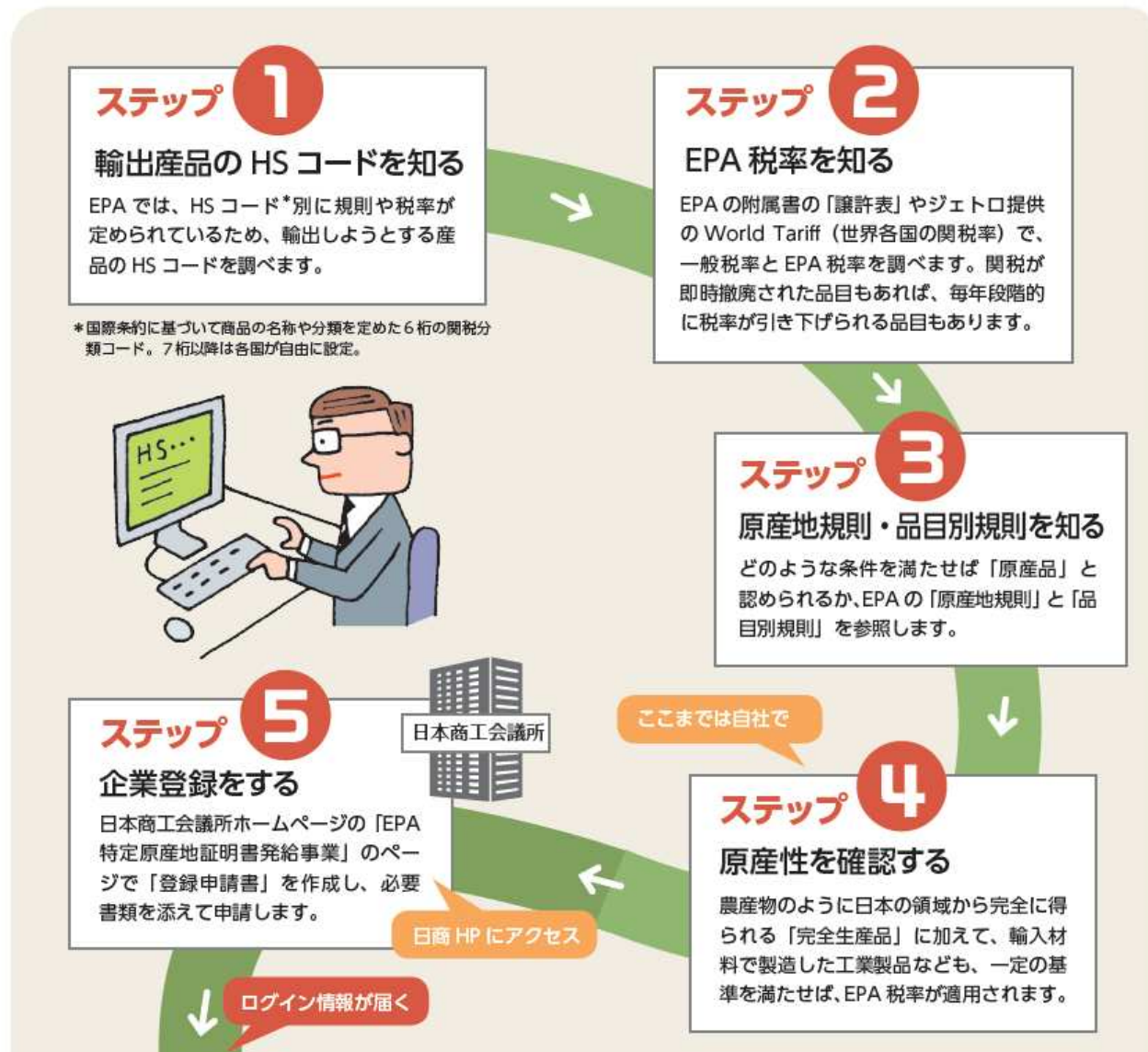
- EPAに基づく原産地証明書の指定発給機関として、日本商工会議所を指定。
- 発給事務は全国26事務所にて実施。判定事務はこのうち8事務所にて実施。

赤字：原産性判定・証明書発給の双方を実施

青字：証明書発給を実施

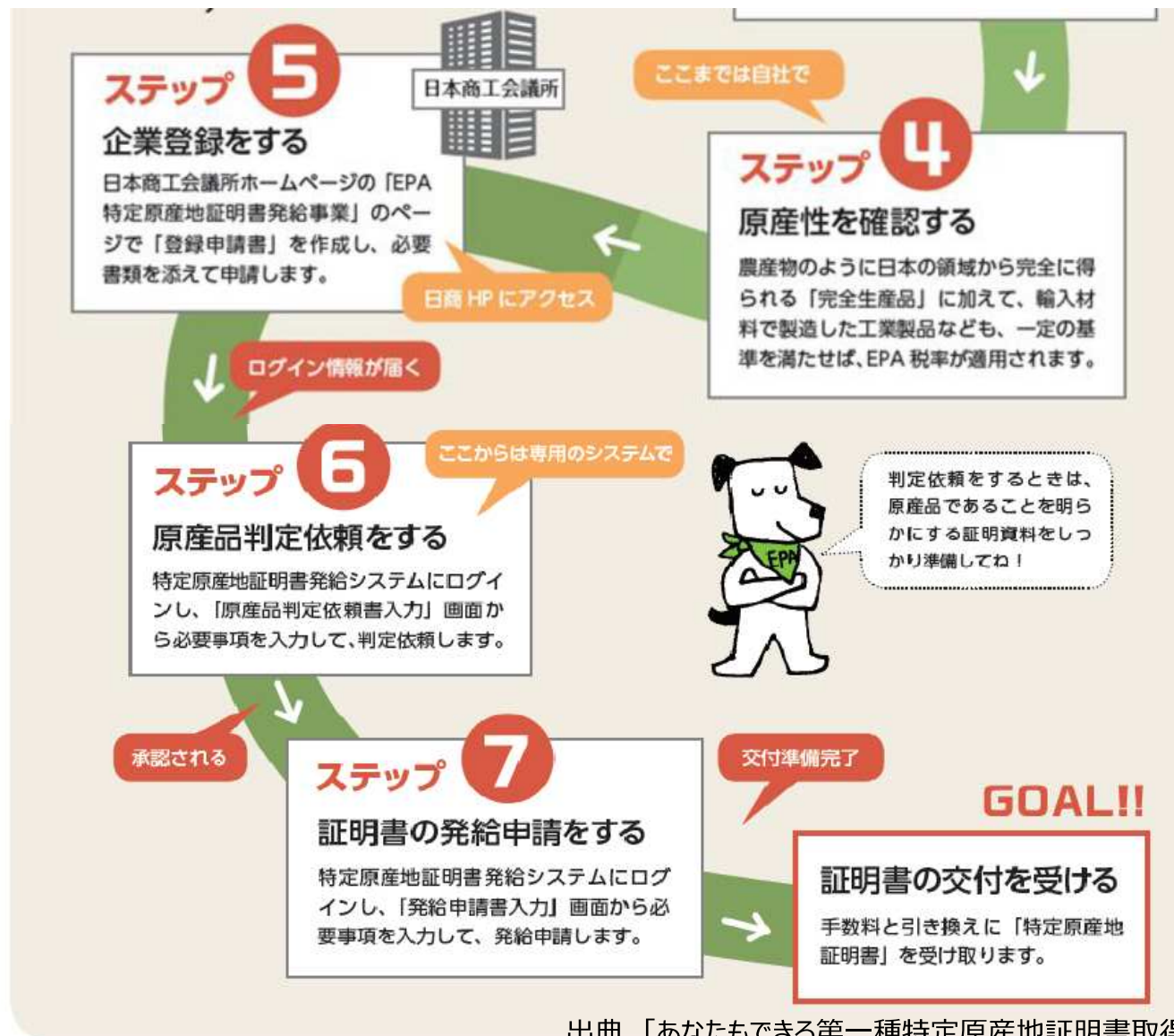


## 2. 第三者証明制度：原産地証明書の取得までの手順（事前準備）



出典 「あなたもできる第一種特定原産地証明書取得ガイド」  
(<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/pdf/pamphlet.pdf>)

## 2. 第三者証明制度：原産地証明書の取得までの手順（発給申請）



出典 「あなたもできる第一種特定原産地証明書取得ガイド」  
(<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/pdf/pamphlet.pdf>)

輸出産品の原産資格を判断するために使用した情報や書類の保存

## 2. 第三者証明制度：原産地証明書の取得までの手順（発給申請）

指定発給機関：日本商工会議所

▶ EPA特定原産地証明書発給事業

The screenshot shows the homepage of the Japan Chamber of Commerce and Industry (JCCI). At the top left is the JCCI logo and name in Japanese and English. Below the logo is a navigation menu with categories like 'Policy Proposal Activities', 'SME Related Information', 'Member Services', 'Regional Revitalization', 'Research', 'International Information', 'IT Related Information', and 'About JCCI'. A search bar is located on the right. The main content area features a large banner with the text '新型コロナウイルス感染症に負けないぞ！ 地域を元気づける各地商工会議所の取り組み (随時更新)'. Below the banner is a 'News Line' section with several news items dated 11/30, 11/22, and 11/19. On the right side, there are two boxes for '国内情報' (Domestic Information) and '海外情報' (Overseas Information), both related to COVID-19. A callout box with a red arrow points to the 'EPA特定原産地証明書発給事業' link in the left sidebar menu.

URL : <https://www.jcci.or.jp/>

## 2. 第三者証明制度：原産地証明書の取得までの手順（発給申請）

### EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

日本商工会議所  
The Japan Chamber of Commerce and Industry

品 サイトマップ お問い合わせ 文字サイズ 小 中 大 Google 提供

EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

初心者向け 利用条件 取得までの流れ 取得のためのマニュアル お客様サポート セミナー情報

特定原産地証明書で輸出ビジネスをサポートします。

初心者向けコンテンツ

EPAとは? 特定原産地証明書とは? 取得までの流れ 企業登録

URL : <https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>



## 2. 第三者証明制度：書類保存の必要性①

### 書類保存義務

◎輸出者及び生産者には、原産地証明書の発給を申請した場合又は原産品判定依頼を行った場合、原産地証明書の発給日の翌日から以下の期間、原産地証明書の発給を受けた製品に関する書類を保存する義務が課される（発給申請資格者と原産品判定依頼資格者については次頁参照）。

5年間の保存義務が課されている協定	3年間の保存義務が課されている協定
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 日メキシコ協定</li><li>■ 日マレーシア協定</li><li>■ 日チリ協定</li><li>■ 日タイ協定</li><li>■ 日インドネシア協定</li><li>■ 日フィリピン協定</li><li>■ 日インド協定</li><li>■ 日ペルー協定</li><li>■ 日オーストラリア協定</li><li>■ 日モンゴル協定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 日ブルネイ協定</li><li>■ 日アセアン協定</li><li>■ 日スイス協定</li><li>■ 日ベトナム協定</li><li>■ <b>RCEP協定</b></li></ul>

## 2. 第三者証明制度：書類保存の必要性②

### 発給申請資格者

指定発給機関（日本商工会議所）に対して原産地証明書の発給申請を行うことができるのは、輸出者。ただし、日オーストラリア協定及びRCEP協定の場合は、輸出者のほか、生産者も発給申請が可能。

### 原産品判定依頼資格者

指定発給機関（日本商工会議所）に対して輸出産品の原産品判定依頼を行うことができるのは、生産者又は原産性に係る生産情報を有する輸出者。

## 2. 第三者証明制度：書類保存の必要性③

経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

文字サイズ  
サイト内検索

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計 申請・お

政策について 政策一覧 対外経済 貿易管理 原産地証明 ガイドライン

印刷

ガイドライン

- トップページ
- ガイドライン
- 第一種特定原産地証明書制度が採用されている経済連携協定
- 第一種特定原産地証明書の発給
- 認定輸出者制度
- 関係法令
- よくある質問
- お問合せ先

経済連携協定 (EPA) 原産地証明書の利用における留意事項について

生産場所の海外移転等により製品の原産性を失ったにも関わらず、気づかずに原産地証明書の発給を申請し、事後に証明書の発給が取り消されるという事例が発生しています。以下の資料より、このようなミスを防ぐための留意事項を御確認ください。

- 経済連携協定 (EPA) 原産地証明書の利用における留意事項について (PDF形式: 763KB)

EPA原産地証明書に対して、相手国税関当局より確認要請 (検認) がなされる場合があります。以下の資料では、その事例とともに留意すべき事項などをまとめていますので、御確認ください。(2020年2月)

- 経済連携協定 (EPA) に基づく原産地証明書 (第三者証明制度) への検認について (PDF形式: 2,350KB)

申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (農林水産品編) (2021年3月改訂)

農林水産品に関する経済連携協定に基づく原産地証明書の申請の際にご提出いただく資料、またその留意事項についてまとめたものです。(※2021年3月、GI保護制度の特性を活用した生産証明の簡素化を追加しました。ニュースリリースはこちら。)

- 申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (農林水産品編) (PDF形式: 583KB)
- 農林水産品に係る生産証明書 (WORD形式: 33KB)
- 農林産加工品に係る製造証明書 (WORD形式: 31KB)
- 漁獲・養殖証明書 (WORD形式: 41KB)

原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示 (2019年10月改訂)

経済連携協定に基づく原産地証明書の利用において、書類保存の必要性など留意すべき事項をまとめたものです。(※2019年10月、対比表及び計算ワークシートの見本(P9,15)及びサプライヤー証明の例(P21)への加筆修正を行いました。)

- 原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示 (PDF形式: 2,638KB)

申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (2019年2月)

経済連携協定に基づく原産地証明書の申請の際にご提出いただく資料、またその留意事項についてまとめたものです。

- 申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (PDF形式: 649KB)
- 関税分類変更基準利用における対比表及び付加価値基準利用における計算ワークシートの見本 (EXCEL形式: 37KB)
- 原産性等確認支援機能の付いた関税分類変更基準利用における対比表の見本 (EXCEL形式: 141KB)

輸出産品が原産品であることを、日頃の業務においてどのように確認するか、また、輸入締約国税関からの検認において、どのように立証するかという観点から、「関税番号変更基準」及び「付加価値基準」の原産地規則に関する「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」等について経済産業省HPに掲載していますので、社内管理体制を整備する際の参考にしてください。

### 「申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (農林水産品編)」

農林水産品の申請の際に提出する資料、またその留意事項についてまとめたものです。各種記載例も掲載しています。

### 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」

EPAに基づく原産地証明書の利用において、書類保存の必要性など留意すべき事項をまとめたものです。

### 「申請手続における提出書類等の例示と留意事項」

EPAに基づく原産地証明書の申請の際に提出する資料として、関税分類変更基準と付加価値基準について例示しています。また、入力支援ツールとして、対比表と計算ワークシートを提供していますので御活用ください。

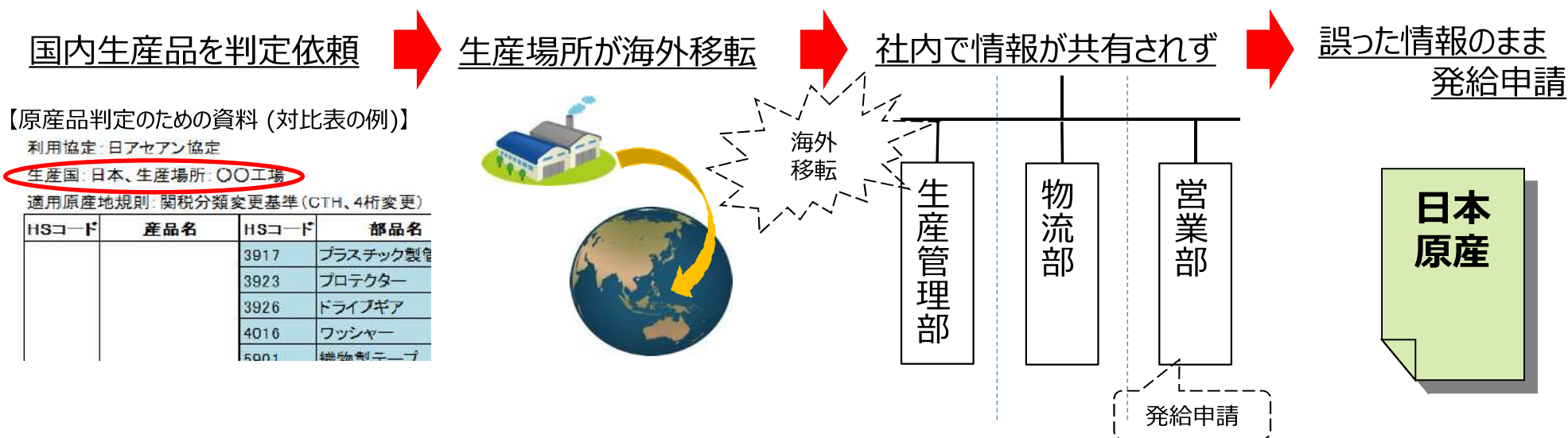
## 2. 第三者証明制度：特定原産地証明書の利用における留意事項

### 過去に特惠原産地証明書の発給が取消された事例

生産場所の海外移転や、材料部品の海外調達への変更などがあり、製品の原産性を失ったにも関わらず、気づかずに原産地証明書の発給を申請してしまう事例が発生しています。

#### 事例 1

部品メーカー A 社は、海外に生産を移管（日本原産品ではない）していたにもかかわらず、長年にわたり、原産品判定結果を見直さず、商社 B がこの判定結果を使い続けた。



→ 原産品でなかった場合、協定及び国内法令に基づき、原産地証明書の発給の決定が取り消されます。  
このような場合、輸入国において追徴課税だけでなく加算税の対象となる可能性があります。

## 2. 第三者証明制度：特定原産地証明書の利用における留意事項

### ミスを防ぐためのポイント

---

#### ① 社内の各部門間での生産情報の共有

－ 産品の原産性に関する情報の変更などに気づくことのできる社内体制を

#### ② 原産品判定結果の定期的な見直し

－ 原産品判定結果を定期的に見直すよう社内でルール化を

など

# 2. 第三者証明制度：特定原産地証明書の利用における留意事項

## RCEP協定における原産地証明書（第三者証明制度）の様式

様式第三十七（第六条関係）

1. Goods Consigned from (Exporter's name, address and country)		Certificate No. _____ Form RCEP					
2. Goods Consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country)		<b>REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT</b> <b>CERTIFICATE OF ORIGIN</b> Issued in _____ (Country)					
3. Producer's name, address and country (if known)							
4. Means of transport and route (if known) Departure Date: _____ Vessel's name/Aircraft flight number, etc.: _____ Port of Discharge: _____							
5. For Official Use Preferential Treatment: <input type="checkbox"/> Given <input type="checkbox"/> Not Given (Please state reasons)		Signature of Authorized Signatory of the Customs Authority of the Importing Country					
6. Item number	7. Marks and numbers of packages	8. Number and kind of packages, and description of goods.	9. HS Code of the goods (6 digit-level)	10. Origin Certifying Criterion	11. RCEP Country of Origin	12. Quantity (Gross weight or other measurement), and value (FOB) where RVC is applied	13. Invoice number(s) and date of invoice(s)
14. Remarks							
15. Declaration by the exporter or producer The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct and that the goods covered in this Certificate comply with the requirements specified for these goods in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported to: _____ (importing country) Place and date, and signature of authorized signatory				16. Certification On the basis of control carried out, it is hereby certified that the information herein is correct and that the goods described comply with the origin requirements specified in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. Place and date, signature and seal or stamp of issuing Body			
17. <input type="checkbox"/> Back-to-back Certificate of Origin <input type="checkbox"/> Third-party Invoicing <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY							

Continuation Sheet

Certificate No. \_\_\_\_\_ Form RCEP

6. Item number	7. Marks and numbers of packages	8. Number and kind of packages, and description of goods.	9. HS Code of the goods (6 digit-level)	10. Origin Certifying Criterion	11. RCEP Country of Origin	12. Quantity (Gross weight or other measurement), and value (FOB) where RVC is applied	13. Invoice number(s) and date of invoice(s)
14. Remarks							
15. Declaration by the exporter or producer The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct and that the goods covered in this Certificate comply with the requirements specified for these goods in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported to: _____ (importing country) Place and date, and signature of authorized signatory				16. Certification On the basis of control carried out, it is hereby certified that the information herein is correct and that the goods described comply with the origin requirements specified in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. Place and date, signature and seal or stamp of issuing Body			

RCEPでは輸入国税関での原産地証明書のPDF等の電子ファイルでの提出が可能な国、輸出国発給機関で原産地証明書をPDF等の電子ファイルで発給する国があります。  
 なお、日本の発給機関である日本商工会議所はPDFファイルで原産地証明書を発給する予定です。

## 2. 第三者証明制度：特定原産地証明書の利用における留意事項

● 第三者証明制度における原産地証明書の取得までの手順（事前準備）については、経済産業省委託事業である「EPA相談デスク」にてご相談を承っております。（<https://epa-info.go.jp/>）

● 第三者証明制度における原産地証明書の取得までの手順（発給申請）については、指定発給機関の日本商工会議所へお問い合わせください。RCEP協定における発給申請受付は、2022年1月4日に開始予定ですが、開始発給申請に関するお問い合わせ開始時期等については、日本商工会議所HP等でご確認ください。

（<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>）

- 1. 我が国の原産地証明制度
- 2. 第三者証明制度
- **3. 認定輸出者自己証明制度**
  - ◆ **認定基準**
  - ◆ **認定申請手続**
    - (1) **申請対象者**
    - (2) **認定申請書類**
    - (3) **申請の受付及び審査**
    - (4) **その他**



# 3. 認定輸出者自己証明制度

- スイス、ペルー、メキシコ及びRCEP発効国向け輸出には、認定輸出者制度が利用可能。
- 原産地申告を自ら作成できるため、発給コスト、リードタイムが大幅に軽減。

経済産業大臣の認定を受けるための要件は、**三つ**だけ！

## ①EPA利用実績



発給事務所



E P Aの原産地証明書の発給を定期的に受けていること（おおむね半年で8回以上）

## ③連絡体制の構築



経済産業大臣（原産地証明室）との連絡体制、生産者との連絡体制（協力体制）の整備

## ②社内責任者等の配置

統括責任者

社内の原産地証明書作成業務全体を総括管理

法令業務責任者

書類の管理、帳簿の記載、変更の届出等の的確な実施

原産地証明書  
作成担当者



原産地証明書の作成（E P A実務経験の必要あり）

※これら三者を一人の社員が兼ねることもできます



お問合せは、**経済産業省原産地証明室** [gensanti-syoumei@meti.go.jp](mailto:gensanti-syoumei@meti.go.jp) まで。



詳細については、経済産業省のウェブサイト（[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/approved.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html)）も御覧ください。

- 1. 我が国の原産地証明制度
- 2. 第三者証明制度
- **3. 認定輸出者自己証明制度**
  - ◆ **認定基準**
  - ◆ 認定申請手続
    - (1) 申請対象者
    - (2) 認定申請書類
    - (3) 申請の受付及び審査
    - (4) その他

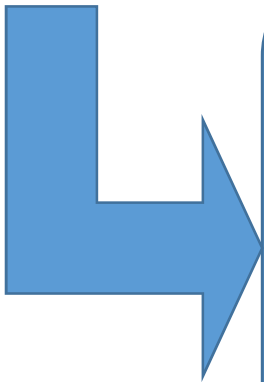
### 3. 認定輸出者自己証明制度：認定基準①

- 原産地証明法（第7条の4第1項）※経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成16年11月25日法律第143号）  
特定原産地証明書の作成に係る業務を適切かつ確実に行うに  
足りる知識及び能力を有するものとして、経済産業省令で定める基準  
に適合していること
- 原産地証明法施行規則（第14条）※経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成17年2月25日経済産業省令第9号）
  - （1）第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること
  - （2）社内体制を整えていること（法人その他の団体である場合）
    - ①法令業務責任者
    - ②統括責任者
    - ③原産地証明書作成担当者
    - ④統括責任者による、①及び③への指揮監督権限（または  
連絡体制の整備）
  - （3）経済産業大臣との連絡体制を整備していること
  - （4）生産者との連絡体制を整備していること（輸出者と生産者が異なる場合）

### 3. 認定輸出者自己証明制度：認定基準②

#### (1) 原産地証明書の受給実績

“第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること”



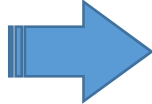
概ね半年で8回以上の指定発給機関からの第一種特定原産地証明書の受給実績（注）があることが目安。

（注）認定申請を行うEPA以外の受給実績を含む。

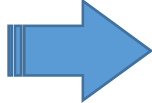
### 3. 認定輸出者自己証明制度：認定基準③

## (2) 適切な社内体制

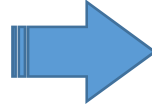
### ①「法令業務責任者」の配置

 原産品に係る資料・情報等書類の管理、帳簿の記載、変更の届出等の適切な実施を確保する者が配置されていること。

### ②「統括責任者」の配置

 社内の証明書作成業務全体を総括管理する者が配置されていること。①及び③の者に対する指揮監督権限が明確化されている、または、連絡・連携体制が整備されていることが必要。

### ③「原産地証明書作成担当者」の配置

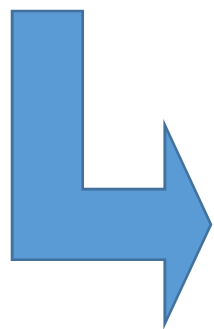
 これまでの特定原産地証明書の発給申請又は原産品判定依頼の実務経験がある者が配置されていること。

### 3. 認定輸出者自己証明制度：認定基準④

#### (3) 適切な社外との連絡体制

④「経済産業省との連絡体制」を整備

⑤「生産者との連絡体制」を整備  
(輸出者と生産者が異なる場合)



経済産業省からの報告徴収や立入検査等に対応するため、経済産業省及び生産者との適切な情報収集・協力体制が構築されていることが必要。

- 1. 我が国の原産地証明制度
- 2. 第三者証明制度
- **3. 認定輸出者自己証明制度**
  - ◆ 認定基準
  - ◆ **認定申請手続**
    - (1) 申請対象者
    - (2) 認定申請書類
    - (3) 申請の受付及び審査
    - (4) その他

### 3. 認定輸出者自己証明制度：認定申請手続①

#### (1) 申請対象者：輸出者

(注) 現時点では、スイス、ペルー、メキシコ及びRCEP締約国向け輸出のみ利用可能。

#### (2) 認定申請書類：認定申請書及び添付書類

(参考) 経済産業省HP「認定輸出者制度（第二種特定原産地証明書を作成する者の認定）」

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/approved.html#q-1](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html#q-1)

##### ● 認定申請書の記載事項

□ 輸出する物品の品名及び関税番号

□ 生産者から誓約書を取得する場合は生産者の名称及び住所

□ その他（認定基準に適合している旨の説明）

- ▶ 証明書作成業務に係る社内運営体制及び方法
- ▶ 統括責任者、法令業務責任者、証明書作成担当者各々の適格性
- ▶ 経済産業省との連絡体制
- ▶ 生産者との連絡・協力体制　ほか

##### ● 添付書類

□ 原産地証明法の欠格条項に該当しない旨の誓約書

□ 定款、登記事項証明書（注）及び役員の氏名・略歴

□ 協定及び原産地証明法の規定を遵守する旨の誓約書　ほか

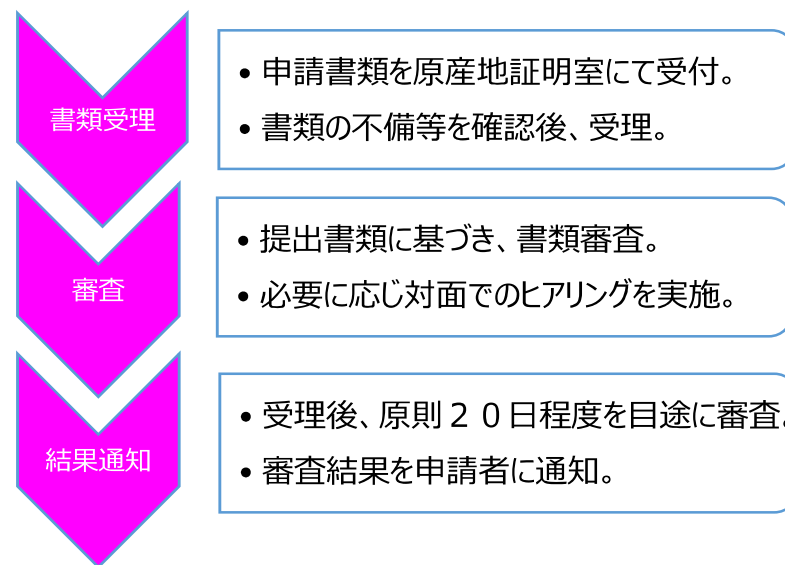
(注) 令和3年1月より、法務省が運営・管理する登記情報連携システムからの商業・法人登記情報取得が可能となったため、従来提出を求めていた登記事項証明書は不要。



### 3. 認定輸出者自己証明制度：認定申請手続②

#### (3) 申請の受付及び審査

- 申請の受付は、経済産業省貿易経済協力局原産地証明室にて行う。
- 書類審査は、書面及び必要に応じヒアリングにて実施。



- 認定する場合には、申請者に認定番号を付与。

### 3. 認定輸出者自己証明制度：認定申請手続③

#### (4) その他

##### ① 登録免許税の納付

- 登録免許税法により、認定を受けた者には登録免許税（9万円）が課税される。
- 認定後1箇月以内に、銀行、郵便局等に備え付けの納付書により現金にて納付し、既定の様式に領収証書を貼付のうえ経済産業省原産地証明室に提出。
- 認定更新時は課税されない。

##### ② 認定後の手続

###### (変更の届出)

- 認定申請時から、
  - (ア)「氏名又は名称及び住所」に変更があった場合には、遅滞なく、
  - (イ)「証明書作成を行う事務所の所在地」や「輸出する物品の品名」に関し変更する場合には、あらかじめ、経済産業省原産地証明室に届出の必要。

###### (認定の更新)

- 認定の有効期間は3年。3年ごとに認定の更新手続が必要。
- 更新時には更新手数料（5,000円）の納付が必要。

### 3. 認定輸出者自己証明制度：その他（参考1-1）原産地申告に関する留意事項

#### 【スイス、ペルー、メキシコ協定】

- 認定輸出者は、輸出される物品の特定が可能な仕入書・納品書等の商業上の書類に、協定上の申告文を押印又は印字することにより自己証明が可能です。  
（その際、「認定番号」を必ず付記。）

#### 【RCEP協定】

- 認定輸出者は、当該物品に係る商業上の文書（仕入書、納品書等）に、RCEP協定附属書三Bに定められた必要的記載事項を記述することにより、英語で原産地証明書を作成します。（その際、「認定番号」を必ず付記。）

#### 【共通】

- 申告日 = 商業用書類（インボイス、パッキングリスト等）の作成日
- 申告は当該申告日後12か月の間に行われる1回限りの輸入にのみ有効。
- 日本原産品が積替え又は一時蔵置等のために第三国を経由して相手国に輸出される場合には、通し船荷証券の写し又は第三国の税関当局等による何ら加工されていない旨の証明書等を相手国税関から求められる場合があります。

# 3. 認定輸出者自己証明制度：その他（参考1-2） 原産地申告に関する留意事項

(例) 自己申告の記載方法  
(ペルー、スイス、メキシコ)

**INVOICE**

輸出者名 \_\_\_\_\_

輸入者名 \_\_\_\_\_

輸送方法	インボイス番号、日付		
船積日	船名	経由地	
備考			

番号	商品内容	数量	単価	単価	価格
1	乗用車A	10	台	2,000,000	20,000,000
2	乗用車B	15	台	3,000,000	45,000,000
<p>The exporter of the products covered by this document (Authorization No. <b>認定番号</b>) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of <b>Japanese</b> preferential origin.</p>					
計		25	台		65,000,000

原産地申告の様式見本  
(RCEP)

(別添1)

Declaration of Origin 原産地申告書  
(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的な包括的経済連携協定)

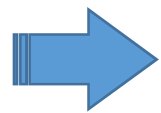
1. Exporter's name, address (including country), contact (phone or email address) and authorization code (in the case of approved exporter) 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）、認定番号（認定された輸出者の場合）					
2. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）（不明している場合）					
3. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）					
4. Unique reference number 固有の参照番号					
No.	5. Description of the goods, invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入番番号・日付	6. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号（6桁、HS2012）	7. Origin confirming criterion 原産性の基準	8. RCEP country of origin RCEP 原産国	9. Quantity and value (FOB where RVC is applied) 数量及びFOB価額
10. Remarks その他の特記事項					
11. Information on Original Proof of Origin (in case of Back-to-back Declaration of Origin) 最初の原産地証明に関する情報（連続する原産地申告書の場合）					
12. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported to: _____ (importing country) 私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された商品が地域的な包括的経済連携協定第3章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの商品は（輸入締約国）に向けて輸出されます。					
Date of Declaration 作成年月日:					
Name of the certifying person 作成者の氏名又は名称:					
Name of the agent of the certifying person 代理人の氏名又は名称:					
Address of the agent of the certifying person 代理人の住所:					
Signature 作成者の署名（日本への輸入の場合には不要）:					
The certifying person <input type="checkbox"/> Approved Exporter, <input type="checkbox"/> Exporter, <input type="checkbox"/> Producer, <input type="checkbox"/> Importer 本原産地申告書の作成者 認定された輸出者 輸出者 生産者 輸入者					

(規格A-4)

### 3. 認定輸出者自己証明制度：その他（参考2）原産地申告に関する留意事項

原産地証明法上、認定輸出者には以下の義務が課される。

- ①変更の届出義務
- ②帳簿の記載義務（メキシコ、ペルー：5年間、スイス、RCEP：3年間）
- ③原産品でなかった場合の経済産業大臣への通知義務  
（メキシコ、ペルー：5年間、スイス、RCEP：3年間）
- ④関係書類の保存義務（メキシコ、ペルー：5年間、スイス、RCEP：3年間）
- ⑤生産者から誓約書の交付を受けた場合の生産者への通知義務



上記の義務が適切に履行されていない場合には、認定が取り消され、罰則が適用されることもある点に留意が必要。

### 3. 認定輸出者自己証明制度：その他（参考3）RCEP協定に関する留意事項

● RCEP協定における認定輸出者申請手続については、経済産業省HPに掲載されている「経済連携協定（EPA）に基づく認定輸出者自己証明制度 申請・利用の手引き」において、その具体的方法等をご案内しています。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/approved.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html)

● RCEP協定における認定輸出者申請受付は、2022年1月4日に開始します。

（正式な申請書を提出いただく前に、原産地証明室宛てに記載内容の確認を希望する旨ご連絡いただければ、申請書のドラフトを確認いたします。ご不明な点がございましたら、原産地証明室までお気軽にご相談ください。）

## EPA相談デスク

経済産業省では、EPAの利用を検討し、準備を行っている事業者のみならず、さまざまな御相談に対応するため、「EPA相談デスク」を開設しています。

経済産業省委託事業

**EPA相談デスク**

委託事業者：  東京共同会計事務所  
問合せ [こちら](#) Mail [epa-desk@epa-info.go.jp](mailto:epa-desk@epa-info.go.jp)

トップページ	発給までの流れ	ワークショップ	EPAの活用実態	E-learning	受託企業
--------	---------	---------	----------	------------	------

状況に合わせてお選びいただける

### EPA相談 (各種サービス)

まずは気軽に…

- メール相談
- 随時開催！ワークショップ
- じっくり相談 対面相談
- 学習コンテンツ 動画・E-learning



URL : <https://epa-info.go.jp/>

# EPA相談デスク ～相談窓口～

メールでの御相談のほか、インターネット対面相談も実施しております。  
これまでの相談実績で培ったノウハウに基づき、具体的な解決につなげます。  
相談は全て無料です。

- ✓ EPAに基づく原産地証明制度とは？
- ✓ EPAを利用するためには何が必要？
- ✓ 原産品とは？ 原産地規則がわからない など

まずは気軽にメールで相談！  
じっくり相談したいなら、インターネット  
対面相談を予約してね！





## EPA相談デスク ～ワークショップ～

工業製品、加工食品など、ジャンル別に少人数制のワークショップを開催しています（オンライン）。

原産地証明に必要な手続、根拠書類の作成・保管方法など、例題を用いながら解説いたします。



### 初心者向けワークショップ

トップページ > 初心者向けワークショップ

本年度のワークショップは【インターネット配信のみ】の形式にて開催いたします。また、複数のジャンルに分けて開催する形となっております。ご希望のジャンルをお選びいただき、ご参加ください。各ジャンルごとの詳細は下記の通りとなります。

#### ◆加工食品編

～誰でもわかる！できる！はじめての人でも難しくないEPAの基礎講座(加工食品編)～

梅酒を題材に原産地規則の概要を説明するとともに、原産地証明に必要な手続き、根拠書類の作成・保管方法などについて、例題を用いながら解説致します。講義の根幹となる部分は工業製品編と変わりませんので、工業製品編の日程でご都合が合わない方はこちらでご受講ください。

具体的なイメージをつかんで、  
実際の業務で実践！



## EPA相談デスク ～E-learning～

EPA利用者の理解を支援するツールとして、E-learningコンテンツを提供しています。

テキスト、動画、理解力クイズなど、社内研修にぜひ御活用ください。

The screenshot shows the EPA E-learning website interface. At the top, there is a navigation bar with tabs for 'トップページ', '発給までの流れ', 'ワークショップ', 'EPAの活用実態', 'E-learning', and '受託企業'. Below this, a breadcrumb trail reads 'トップページ > E-learning'. A 'Contents' section is visible, featuring three main learning options: 'テキストで学ぶ' (Learn with text), '動画で学ぶ' (Learn with video), and '理解力確認クイズ' (Understanding check quiz). A small cartoon rabbit character is positioned to the right of these options. Below the 'テキストで学ぶ' option, there is a sub-section titled 'テキストで学ぶ' with a brief description: 'EPAを初めて利用する方に向けて、基本的な考え方を解説した資料です。' (This is a document explaining basic concepts for those who are using EPA for the first time). A list of articles is shown below, with the first one being '1. EPAを利用して輸出するとは' (What it means to use EPA for export), and a sub-item '1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減' (Elimination/Reduction of import duties).

EPAを正しく理解し、  
しっかり活用するのじゃ。



# 参考ウェブサイト

## 経済産業省ウェブサイト



URL : <https://www.meti.go.jp/>

## 経済産業省～貿易管理～



### 主要施策

- 1 外為法について
- 2 輸出承認対象貨物一覧
- 3 電子申請
- 4 法令一覧
- 5 原産地証明制度
- 6 安全保障貿易管理
- 7 輸入承認対象貨物一覧
- 8 事後審査
- 9 貿易救済措置（アンチダンピング等）
- 10 よくある質問

# 参考ウェブサイト

## 経済産業省～経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度～

The screenshot shows the official website of the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) of Japan. The page is titled "経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度" (Origin Proof System Based on Economic Partnership Agreements (EPA)).

**Header:** Ministry of Economy, Trade and Industry logo and name. Navigation links: ホーム, 経済産業省について, お知らせ, 政策について, 統計, 申請・お問合せ, English. Utility links: 本文へ, よくあるご質問, サイトマップ, 文字サイズ変更 (小, 中, 大), アクセシビリティ情報支援ツール.

**Breadcrumb:** 政策について > 政策一覧 > 対外経済 > 貿易管理 > 経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度

**Main Content:** A search bar containing the title. Below it is a navigation menu with tabs: 制度, 輸出, 輸入, 対象貨物一覧, 関税割当, 電子申請, 貿易救済措置, 原産地証明, FAQ, その他.

**MENU:** A list of links including: ガイドライン, 認定輸出者制度, 第一種特定原産地証明書制度が採用されている経済連携協定, 関係法令, 第一種特定原産地証明書の発給, よくある質問, お問合せ先.

**新着情報 (New Information):** A list of recent updates with dates and brief descriptions, such as: (令和3年11月18日) 「日本における原産地証明書の発給件数推移」を更新しました (New!), (令和3年3月25日) ガイドライン「申請手続における提出書類等の例示と留意事項（農林水産品編）」を改訂しました。

**Policy List (右側):** A sidebar menu titled "政策について" with categories: 政策一覧, 経済産業, 対外経済, ものづくり/情報/流通・サービス, 中小企業・地域経済産業, エネルギー・環境, 安全・安心, これまでの政策, 審議会・研究会, 白書・報告書, 法令, 予算・税制・財投, 政策評価・技術評価, 60秒解説.

## 参考ウェブサイト

### ○ガイドライン（経済産業省）

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gen\\_sanchi/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gen_sanchi/guideline.html)

- 経済産業省 貿易経済協力局 原産地証明室

MAIL : [gensanti-syoumei@meti.go.jp](mailto:gensanti-syoumei@meti.go.jp)

### ○原産地証明書発給申請に関するお問い合わせ：

- 日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

（企業登録や特定原産地証明発給業務全般に関するご相談）

MAIL : [tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)

- 最寄りの商工会議所内の特定原産地証明書発給・判定事務所

（判定および発給に関するご相談）

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

### ○原産地証明書事前準備に関するお問い合わせ：

- 経済産業省委託事業 EPA相談デスク

MAIL : [epa-desk@epa-info.go.jp](mailto:epa-desk@epa-info.go.jp)

<https://epa-info.go.jp/>

# EPA・FTAの推進と活用

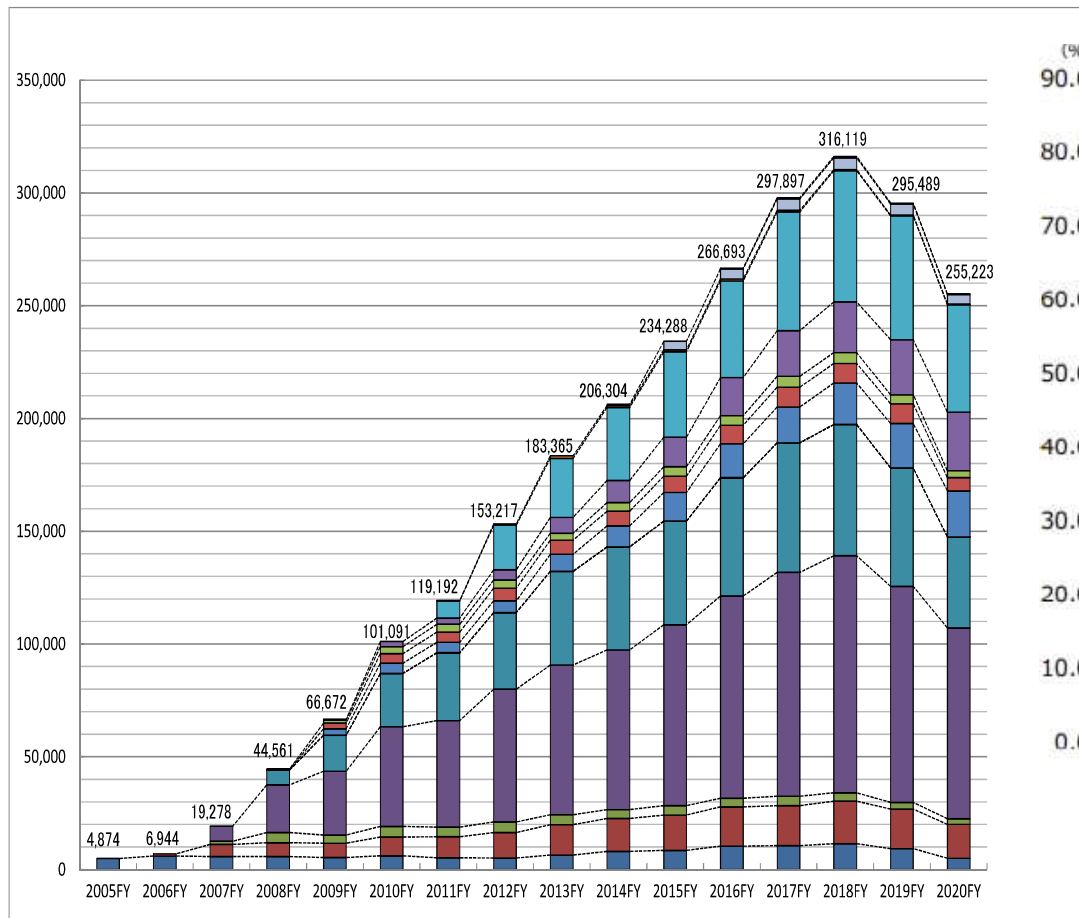
---

2021年12月  
経済産業省

# EPA・FTAの活用：日本企業のEPA利用状況

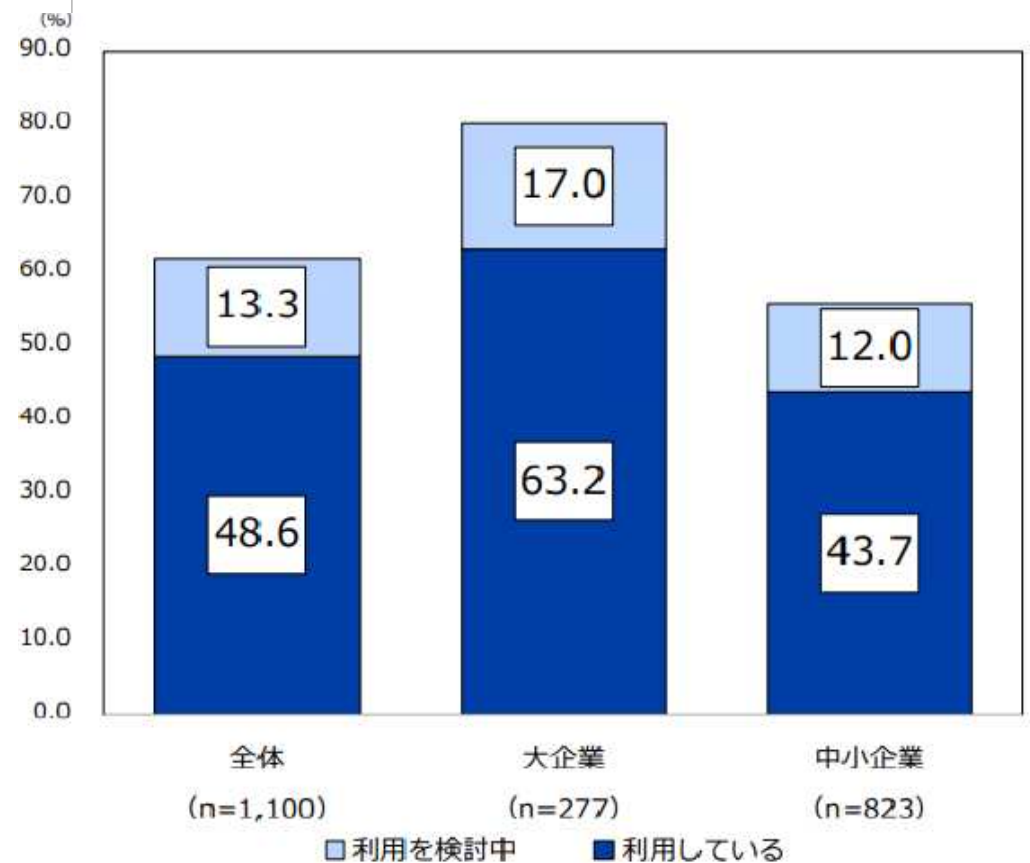
- 直近5年間は、**特定原産地証明書**の**発給件数**は約**25万～32万件**で推移。
- JETROアンケートでは**企業の発効済FTA利用率**は約**49%**。

特定原産地証明書の発給状況



出所：経済産業省

日本の発効済みFTAの利用率（企業規模別）



出所：JETRO輸出に関するFTAアンケート調査(2021年2月)



# EPA利活用に向けた主な経済産業省の取組（2021年12月現在）

## （1）セミナー

- ・支援機関や金融機関、業界団体、一般企業向けにセミナー実施。2020年度で70件実施。
- ・ウェビナー、経営者セミナー、実践的ワークショップ、海外セミナー等、個別ニーズに応じたやり方を工夫。

## （2）事例集

- ・EPAのメリットを周知すべく、各地の企業のEPA活用16例を掲載した事例集を作成・配布。
- ・JETROの動画コンテンツ「世界は今」にて2件の活用事例を配信。

<https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2021/03/88637715cda783ed.html>

## （3）解説書

- ・FTAの利活用に関する解説書をTPP以降各協定につき作成。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/theme/wto-fta/pdf/EPAjirei.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/pdf/EPAjirei.pdf)

- ・2021年8月、RCEP協定解説書（第一弾）を作成・公表。

## （4）EPA相談窓口

JETROにおいて貿易投資一般の相談を受け付ける中で、EPA相談も対応（オンライン及び電話）。

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

## （5）データベース

日本の署名した全EPAの関税率が検索できるデータベースを登録者に公開。

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

## （6）Eラーニング

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa.html>

## （7）原産地証明ナビ

輸出やEPAを利用するにあたって必要な書類を正確かつ効率的に作成できるようサポート。

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/navi.html>



# 原産地証明ナビ

中国・韓国との間では初の経済連携協定となるRCEPの発効を控えているなど、企業のEPA利用の重要性が高まっています。輸出やEPA利用にあたって必要な書類作成に、本ツールをぜひご活用下さい。

**輸出やEPAを利用するにあたって必要な書類を正確かつ効率的に作成できるようサポートします。**

## 簡単に、効率的に書類作成できる機能

- 案内に沿って必要情報を入力することで書類を作成
- 自動計算によって簡易的に原産性を判定
- 企業情報や商品情報を蓄積し、入力の手間を削減

## 輸出やEPA利用に必要な書類を作成

- EPA利用に必要な根拠書類（対比表、計算ワークシート等）
- 日EU・EPA、CPTPP、日英EPAの原産地証明書類
- 一般的なインボイス・パッキングリスト

## こんな方にオススメです

- 根拠書類やインボイス等の作成を効率化したい
- EPAの原産地証明を実践的に理解したい
- 社内での貿易実務の体制を整えたい

※「原産地証明ナビ」は全て無料でご利用頂けます。  
 ※ご利用にあたってはあらかじめ末尾の注意事項をご確認下さい。

3. 原産地規則を満たしているか確認します 取引情報を転記 根拠資料プレビュー

関税分類変更基準 + 付加価値基準に基づく原産性の確認 ▲深い黄色のセルに取引情報が転記されます ▲橙黄色のセルの様式を確認できます ▲1...

書類作成日 2021年3月10日 今日の日付を入力

1. 特定依頼者の情報	特定依頼者 ABC商事	法人番号 123456789	住所 赤坂1-12-32東京都港区	電話番号 ***-****-****	メールアドレス hanako@abc.co.jp	部署/役職 国際営業部
2. 生産者の情報	生産者 EFG製作所	法人番号 123456789	原料加工地(工場)名称 大宮工場	原料加工地(工場)住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5		
3. 原産地判定を行う輸出品の情報	HSコード(6桁) 220690	商品名 みりん	特定実行番号	同様の商品がある場合/特定実行番号/数量入力可	賦課品価格(円) 500	▼FOB価格で入力して下さい
4. 決定表・適用した原産地規則の概要	行内国 ベトナム	適用 日ASEAN・EPA	付加価値基準の基準 RVC(控除方式)	関税(%) 40	関税付加価値基準の基準 CTH(上2桁レベルの変更)	原産地規則番号 一般・品目別規則
5. 備考						

関税分類変更基準対比表 プレビュー ※赤枠の下辺をドラッグして、印刷範囲を調整して下さい。 戻る PDFで出力

1. 特定依頼者の情報	特定依頼者 ABC商事	法人番号 123456789	住所 赤坂1-12-32東京都港区	電話番号 ***-****-****	メールアドレス hanako@abc.co.jp	部署/役職 国際営業部
2. 生産者の情報	生産者 EFG製作所	法人番号 123456789	原料加工地(工場)名称 大宮工場	原料加工地(工場)住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5		
3. 原産地判定を行う輸出品の情報	HSコード 220690	商品名 みりん	特定実行番号	同様の商品がある場合/特定実行番号/数量入力可	賦課品価格(円) 500	▼FOB価格で入力して下さい
決定表・適用した原産地規則の概要	行内国 ベトナム	適用 日ASEAN・EPA	付加価値基準の基準 RVC(控除方式)	関税(%) 40	関税付加価値基準の基準 CTH(上2桁レベルの変更)	原産地規則番号 一般・品目別規則
材料/製品の原産性の確認	No	材料/製品名	HSコード	注記事項	原産地規則	適用する原産地規則(オーストラリア)
	1	スチール・ブッシュ・固定金具	7210			
	2	鋼製ボルト・六角ボルト	7206			
	3	鋼製ナット	7208			
	4	鋼製六角ボルト	7209			
	5	ステンレスボルト	7208			
	6	ステンレスナット	7209			
	7	ステンレス六角ボルト	7209	原産地(ベトナム)	CPTPP原産地規則	
	8	ステンレス六角ボルト	7209	原産地(ベトナム)	CPTPP原産地規則	
	9	ステンレス六角ボルト	7209	原産地(ベトナム)	CPTPP原産地規則	

**Certification of Origin (CPTPP)** Date March 30, 2021

<b>1. Certificator</b> Hanako Boeki ABC Trading. Co., Ltd. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo  TEL +81-***-****-**** Email hanako@abc.co.jp JAPAN	<b>2. Exporter</b> Hanako Boeki ABC Trading. Co., Ltd. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo  TEL +81-***-****-**** Email hanako@abc.co.jp JAPAN
<b>3. Producer</b> EFG Manufacturing. Co., Ltd. XYZ Manufacturing. Co., Ltd. 1-7-5 Sakuraguchu Omiya ward, Saitama city, Saitama  TEL +81-***-****-**** Email JAPAN	<b>4. Importer</b> Ms.*** XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoàn Kiếm, Hà Nội,  TEL +81-***-****-**** Email nguyen@xyz.com Vietnam

# 機能の紹介①

「原産地証明ナビ」では、EPA利用や輸出にあたって、より正確かつ効率的に書類が作成できるよう機能を盛り込んでいます。必要に応じた機能をご利用頂き、日々の業務にお役立て下さい。

## □ 自動計算によって簡易的に原産性を判定

3. 原産地規則を満たしているか確認します **取引情報を転記** 根拠資料プレビュー 全てクリア

関税分類変更基準 + 付加価値基準に基づく原産性の確認 ▲薄い黄色のセルに取引情報が転記されます ▲根拠書類の様式を確認できます ▲1.~6.の記載事項を全て削除します

6. 材料/部品の原産性の確認

RVC (控除方式) 計算式: (FOB価額 - 非原産材料価額) ÷ FOB価額 × 100

算出される値	≧	協定上の閾値 (%)
80		40

① 原産材料価額: 0  
② 非原産材料価額: 100  
③ 非材料価額: 200

RVC (控除方式) 40%と4桁レベルの変更を満たしています  
※判定結果を保証するものではありません

No.	①材料/部品名	②HSコード	③HS変更の確認	④原産/非原産	⑤材料/部品価額 (円)	⑥原産地	⑦付加価値率	⑧付加価値率の適用する場合は価格 (1.~6.)	⑨記載有無 (1.~5.)
a1	精米	100630	○	原産 (日本)				○	○
a2	米こうじ	210690	○	原産 (日本)				○	○
a3	原酒アルコール	220710	○	非原産	100			○	○

入力した原産地規則や内容品 (部材) の情報を基に、原産地規則を満たしているか (EPAを利用できる資格があると判断できるか) を簡易的に確認できます。記載内容に不備があれば、その部分がエラーとして表示されます。

## □ 商品情報・企業情報を自動転記

トップページ ①輸出者・生産者リスト ②輸入者リスト ③商品リスト ④取引情報フォーム **取引情報を転記** 関税分類変更 付加価値基準 関税分類 + 付加価値基準 原産地申告書 関税インボイス 戻る 進む

3. 原産地規則を満たしているか確認します **取引情報を転記** 根拠資料プレビュー

関税分類変更基準 + 付加価値基準に基づく原産性の確認 ▲薄い黄色のセルに取引情報が転記されます ▲根拠書類の様式を確認できます ▲1.~6.の記載事項を全て削除します

書類作成日 2021年3月10日 今日の日付を入力

1. 判定依頼者の情報

判定依頼者	法人番号	住所	電話番号	メールアドレス	部署・役職
ABC商事	123456879	赤坂1-12-32東京都港区	***-****-*****	hanako@abc.co.jp	国際営業部

2. 生産者の情報

生産者	法人番号	最終加工地 (工場) 名称	最終加工地 (工場) 住所
EFG製作所	123456879	大宮工場	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5

「取引情報を転記」をクリックすることで、取引情報シートで選択した企業情報・商品情報が転記されます。

# 機能の紹介②

## □ EPA利用にあたっての解説を掲載

### 1. 輸出する商品のHSコードを特定します

HSコードとは輸出入の際に商品进行分类するコードで、これに基づいて関税率や原産地規則が決められています。  
HSコードは上2桁、上4桁、上6桁の順に商品分類が細分化され、合計6桁は世界共通のコードです。

HSコード概念図：乗用車のホイールの場合

世界共通コード



日本から輸出する乗用車ホイールは「8708.70.000 (車輪並びにその部分品及び附属品)」という番号に分類されます。  
(「輸出統計品目表」より)

HSコード (輸出の統計番号)  
**8708.70.000**  
(車輪並びにその部分品及び附属品)

「解説編」として、EPA利用にあたっての簡単な手順を解説しています。

詳細は、JETROのウェブサイトにある各EPAの解説書等の資料にてご確認ください。

## □ 様々な書類を作成可能

関税分類変更基準 + 付加価値基準対比表  
プレビュー

※青枠の下辺をドラッグして、印刷範囲を調整

1. 判定依頼者の情報

判定依頼者名	記入番号
ABC商事	12345679

2. 生産者の情報

生産者名	記入番号	最終加工地 (工場) 名称	国名
EPG製作所	12345679	木更工場	埼玉県

3. 原産地判定を行う輸出品の情報

HSコード (6桁)	商品名	判定交付番号	(問題の項)
220890	ふりル		

4. 協定名・適用した原産地規則の確認

協定名	協定	付加価値基準	適用率 (%)
ベトナム	ASEAN + EPA	RVC (原産方式)	40

5. 付加価値基準による原産性の確認

FOB品率	非原産材料品率	適用される原産率 (%)
50	20	80

No.	1材料/部品名	HSコード	1原産/原産地	1材料/部品率 (%)
a1	小麦	100830	原産 (日本)	
a2	米こうじ	230890	原産 (日本)	
a3	塩漬アルコール	220710	非原産	100
No.	1原産材料費用	1原産率 (%)		
a1	生産コスト + 経費	100		
a2	利益	100		

原産地規則に基づく根拠書類

日EU-EPAインボイス (原産地申告書あり)

PDFで出力

INVOICE

Date: March 30, 2022

Sender Hanako Booki ABC Trading Co., Ltd. 1-12-32 Alaskala Minato-ward, Tokyo TEL: +81-3-XXXX-XXXX Email: hanako@abc.co.jp	Overseas Business Div. JAPAN	Order No. ABC124587	Shipped For ABC Forwarder
Receiver ML*** XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoan Kiem, Hanoi TEL: +84-XXXX-XXXX Email: nguyen@xyz.com	Director, Trade Div. Vietnam	Tracking No. AW789456123	Terms of Payment T/T
Trade Terms FOB		Remarks	

Description	HS code	Quantity	Unit Price	Amount
1 Wire harness	854430	10	1,000	10,000
2 Metal mold	848041	10	20,000	200,000
3 Mirin (Sweet sake made from rice)	220890	10	500	5,000

Number of pieces: 2  
Gross weight (kg): 120kg

Total amount JPY 215,000

Statement of Origin (Japan-EU Economic Partnership Agreement)  
Period: The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. 123210223) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin.  
Origin criteria used: C1, C8.  
Place and date: 1-12-32 Alaskala Minato-ward, Tokyo / March 30, 2022  
Printed name of the exporter: ABC Trading Co., Ltd.

日EU-EPA原産地申告書類 (インボイス)

パッキングリスト (原産地申告なし)

PDFで出力

PACKING LIST

Date: March 30, 2022

Sender Hanako Booki ABC Trading Co., Ltd. 1-12-32 Alaskala Minato-ward, Tokyo TEL: +81-3-XXXX-XXXX Email: hanako@abc.co.jp	Overseas Business Div. JAPAN	Order No. ABC124587	Shipped For ABC Forwarder
Receiver ML*** XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoan Kiem, Hanoi TEL: +84-XXXX-XXXX Email: nguyen@xyz.com	Director, Trade Div. Vietnam	Tracking No. AW789456123	Remarks

Description	Quantity	Net Weight	Case No.	Remarks
1 Wire harness	10	12kg		
2 Metal mold	10	100kg		
3 Mirin (Sweet sake made from rice)	10	4kg		

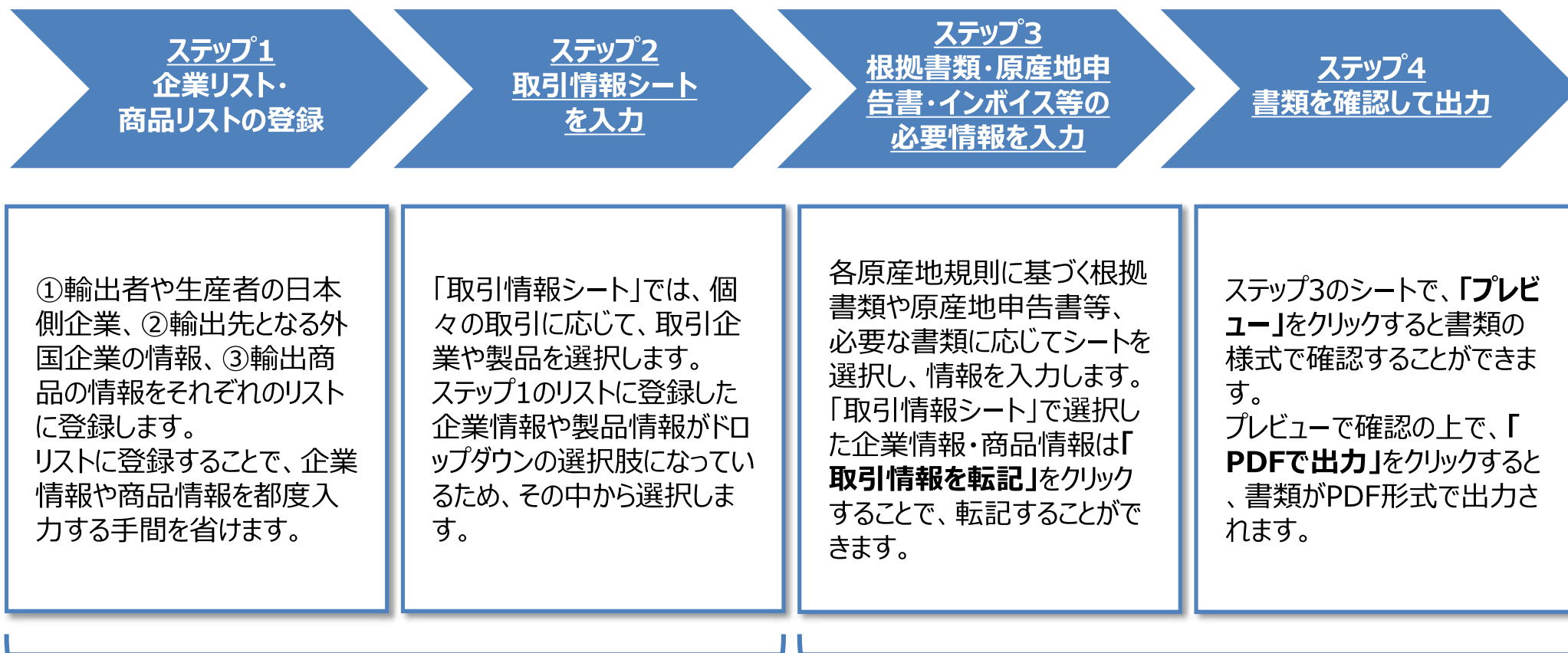
Number of Pieces: 2  
Gross Weight: 120kg  
Net Weight: 120kg

Signature: Hanako Booki, ABC Trading Co., Ltd.

パッキングリスト

# 利用方法

「原産地証明ナビ」では、商品情報・企業情報をあらかじめリストに登録することで、都度の書類作成での入力の手間を省けるようになっています。以下の手順に従って、必要事項の入力を進め、書類を作成して下さい。



入力することで効率化（省略可）

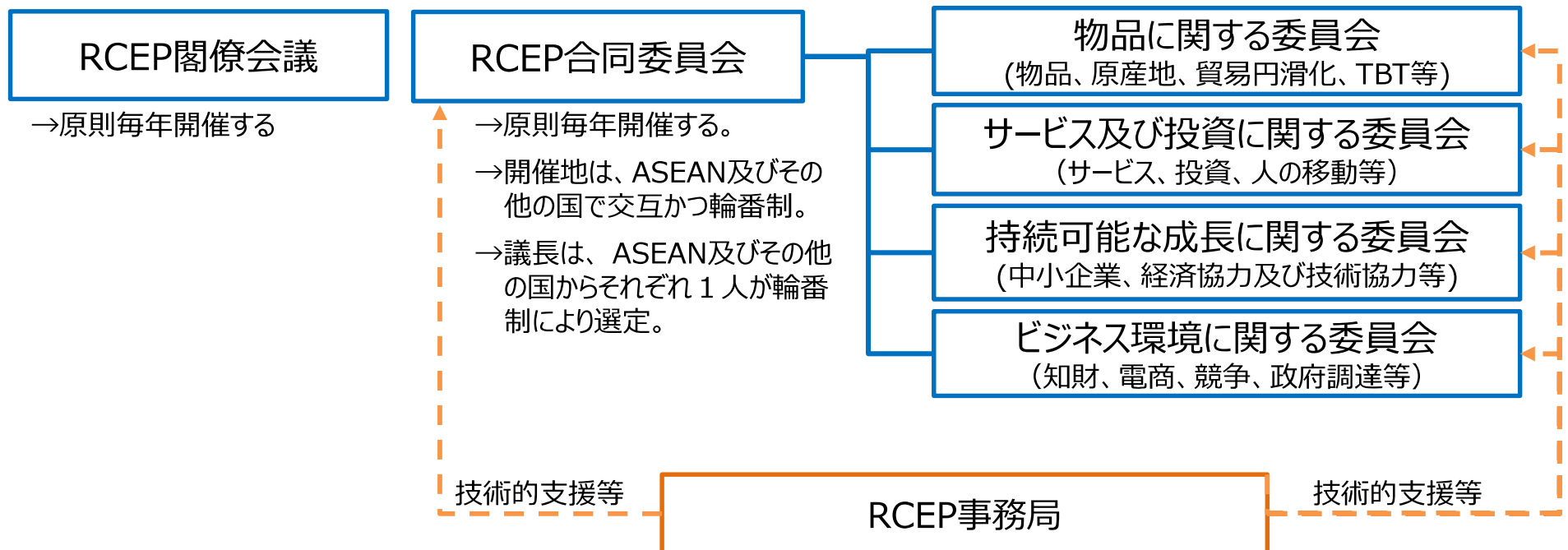
書類作成のために入力必須

※単発の取引など、リストに登録した情報を引用する必要がない場合は、ステップ1・2を入力せずに、ステップ3・4のみ入力すれば、書類の作成は可能です。ステップ1・2で登録した情報は、ステップ3で修正可能です。

# RCEP協定の発効後の運用体制

- 協定の円滑な運用に向けて、①RCEP閣僚会合を原則毎年開催すること、②RCEP合同委員会及び補助機関（各委員会）を設置すること、③RCEP事務局を設置すること、等を規定。
- RCEPへの新規加入は、協定発効から18か月を経過して以降（インドは協定発効後即時に可）
- 協定の一般的見直しは5年ごと。

## RCEP協定発効後の体制図



# RCEPに関する参考情報

○RCEPの概要（外務省）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>

○協定条文（外務省）

（和文） [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/cad\\_000001\\_00030.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/cad_000001_00030.html)

（英文） [https://www.mofa.go.jp/policy/economy/page1e\\_kanri\\_000001\\_00007.html](https://www.mofa.go.jp/policy/economy/page1e_kanri_000001_00007.html)

○工業製品関税の概要について（経済産業省）

[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/pdf/epa/rcep/gaiyo.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/epa/rcep/gaiyo.pdf)

○RCEPの歴史や期待など（経済産業省）

<https://meti-journal.jp/?s=RCEP>

○輸出時の原産地申告の準備等の実務に関するお問い合わせ：

➤ JETRO EPA・海外展開相談窓口

本部（東京） TEL：03-3582-4943      大阪本部 TEL：06-4705-8606

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

または最寄りのJETRO